

# 第5回 徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会

## 議案等関係資料

	頁
議案第29号の参考 合併協定項目19「国民健康保険制度の取扱い」 .....	1
議案第30号の参考 合併協定項目21「その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い」 (3)水道事業 .....	15
(11)同和対策事業 .....	28
議案第31号の参考 合併協定項目12「一部事務組合等の取扱い」 .....	30

平成14年 8月

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会事務局

調整方針案の変更

法の改正、制度等の変更や廃止に伴うもの

項 目		2市2町調整方針案	3市2町調整方針	ページ
国民健康保険料（税）	賦課割合	7．現行の平準化方式とし、料率を統一する。 ただし、急激な負担増に配慮し、財政支援措置を講ずることとするが、金額は財政計画で定めることとし、期間については3年限度を目安とする。	2．徳山市、下松市、熊毛町の例により調整する。 ただし、急激な負担増に配慮し、財政支援措置を講ずることとするが、金額は財政計画で定めることとし、期間については3年限度を目安とする。	2
	納付回数・納期	1．現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、納期については、別に調整する。	2．徳山市、下松市、新南陽市、熊毛町の例により調整する。 ただし、納期限については別に調整する。	
	保険料の軽減	1．現行のまま新市に引き継ぐ。	2．徳山市、下松市、熊毛町の例により調整する。	
人間ドック健診費助成		2．熊毛町の例により調整する。	2．徳山市、新南陽市の例により調整する。	8

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	保険・年金	中項目	国民健康保険	小項目	
事業名	保険料(税)賦課方式及び賦課割合等			協議事項	
専門部会名	住民部会	分科会名	国保年金	コード	

現 況

国民健康保険料又は国民健康保険税の状況

\*保険料として取扱う市町： 徳山市

\*保険税として取扱う市町： 新南陽市・熊毛町・鹿野町

保険料(税)率等の比較(平成14年度)

区 分		徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町
納入義務者		被保険者の属する世帯の世帯主	同 左	同 左	同 左
保険料(税)の料(税)率	均等割額	被保険者1人当り 28,700円	29,800円	26,400円	21,600円
	世帯別平等割額	1世帯当り 28,300円	29,800円	24,500円	22,800円
	資産割額	当該年度の固定資産税 22%	25%	-	45%
	所得割額	課税所得に対して 7.5%	8.3%	8.0%	6.7%
限度額	最高限度額 530,000円	同 左	同 左	同 左	
賦課期日		4月1日	同 左	同 左	同 左
納 期		第 1期 6/1 ~ 6/30	第 1期 6/1 ~ 6/30	第 1期 6/10 ~ 6/30	第 1期 6/1 ~ 6/30
		第 2期 7/1 ~ 7/31	同 左	同 左	同 左
		第 3期 8/1 ~ 8/31			
		第 4期 9/1 ~ 9/30			
		第 5期 10/1 ~ 10/31			
		第 6期 11/1 ~ 11/30	同 左	同 左	同 左
		第 7期 12/1 ~ 12/27			
		第 8期 1/1 ~ 1/31			
		第 9期 2/1 ~ 2/末			
		第 10期 3/1 ~ 3/31	同 左	同 左	同 左
保険料(税)の軽減	前年度総所得が、市(町)民税の基礎控除額(33万円)を超えない世帯について	均等割額の70%減額 世帯別平等割額の70%減額	同 左	同 左	同 左
	前年度総所得が、{基礎控除額(33万円)+(24万5千円×世帯主を除く被保険者数)}を超えない世帯について	均等割額の50%減額 世帯別平等割額の50%減額			
	前年度総所得が、{基礎控除額(33万円)+(35万円×世帯の被保険者数)}を超えない世帯について	均等割額の20%減額 世帯別平等割額の20%減額			

(徳山市国民健康保険条例)

(新南陽市国民健康保険税条例)

(熊毛町国民健康保険税条例)

(鹿野町国民健康保険税条例)

保険料(税)賦課割合の状況(平成14年度)

徳山市				新南陽市				熊毛町				鹿野町			
応益割	49.11	均等割	31.19	応益割	47.17	均等割	29.92	応益割	51.12	均等割	33.32	応益割	48.99	均等割	30.76
		平等割	17.92			平等割	17.25			平等割	17.80			平等割	18.23
応能割	50.89	資産割	5.94	応能割	52.83	資産割	7.14	応能割	48.88	資産割	0	応能割	51.01	資産割	11.31
		所得割	44.95			所得割	45.69			所得割	48.88			所得割	39.70

【 参 照 】

保険料(税)の賦課額を算出する基礎となる均等割(1人当り)と平等割(1世帯当り)を**応益割**といい、所得割と資産割を**応能割**という。

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	保険・年金	中項目	国民健康保険	小項目																																												
事業名	保険料(税)賦課方式及び賦課割合等																																															
専門部会名	住民部会		分科会名	国保年金	コード																																											
問題点		対応策		調整案																																												
<p>-1. 国民健康保険の賦課形態が「保険料」として取扱っている市と、「保険税」としている市町とがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料 : 徳山市</li> <li>・保険税 : 新南陽市・熊毛町・鹿野町</li> </ul> <p>* 収納の時効時期が異なる。 保険料の場合 2 年、保険税の場合 5 年</p> <p>-2. 国民健康保険料(税)率が各市町で異なる。</p> <p>賦課方式 : <b>4 方式</b> (均等割 + 平等割 + 資産割 + 所得割) 徳山市・新南陽市・鹿野町</p> <p><b>3 方式</b> (均等割 + 平等割 + 所得割) 熊毛町</p> <p>賦課割合 : 下記のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>徳山市</th> <th>新南陽市</th> <th>熊毛町</th> <th>鹿野町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">応益</td> <td>均等割額</td> <td>28,700円</td> <td>29,800円</td> <td>26,400円</td> <td>21,600円</td> </tr> <tr> <td>世帯別平等割額</td> <td>28,300円</td> <td>29,800円</td> <td>24,500円</td> <td>22,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">応能</td> <td>資産割額</td> <td>22%</td> <td>25%</td> <td>-</td> <td>45%</td> </tr> <tr> <td>所得割額</td> <td>7.5%</td> <td>8.3%</td> <td>8.0%</td> <td>6.7%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">応益と応能の割合</td> <td>49 対 51</td> <td>47 対 53</td> <td>51 対 49</td> <td>49 対 51</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成 14 年度)</p> <p>-3. 納期が異なる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納付回数は 10 期であるが、年末、年始等納期が、若干異なる。</li> </ul>		区分	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町	応益	均等割額	28,700円	29,800円	26,400円	21,600円	世帯別平等割額	28,300円	29,800円	24,500円	22,800円	応能	資産割額	22%	25%	-	45%	所得割額	7.5%	8.3%	8.0%	6.7%	応益と応能の割合		49 対 51	47 対 53	51 対 49	49 対 51	<p>-1. 保険料又は保険税は国民健康保険事業に要する費用に充てるための徴収金であり、法的根拠は異なるが、賦課の方法等については、大差はない。</p> <p>( 保険料 国民健康保険法の適用 ) ( 保険税 地方税法の適用 )</p> <p>A 案 : 保険料とする。 介護保険を含め 1 つの社会保険であることを考慮した場合、基本的には「料」としての取扱いが望ましく、全国的にも料へ移行する傾向にある。</p> <p>B 案 : 保険税とする。 収納の時効の期間が「料」より長い。</p> <p>-2. 国民健康保険料(税)率</p> <p>賦課方式</p> <p>A 案 : 4 方式とする。 固定資産の所有者が比較的多い場合は、収納については効果的である。</p> <p>B 案 : 3 方式とする。 4 方式の場合、固定資産税の 2 重賦課であるという考え方や、市外に所有している資産は、対象とならないなどの問題点もある。 県内においても 3 方式に移行する傾向にある。( 下関・宇部・山口・防府等 )</p> <p>賦課割合</p> <p>被保険者が受診する機会は、皆平等であり、保険料の負担についても、所得にかかわらず公平であることが望ましい。 従って、応益と応能の割合を可能な限り 50 対 50 に近づける。 平準化を行うことが重要である。 全国的にも平準化へ向かう状況にある。</p> <p>平準化の状況</p> <p>徳山市、熊毛町はすでに実施済み 新南陽市 (平成 13 年度から実施) 鹿野町 (平成 14 年度から実施)</p> <p>-3 納付回数及び納期</p> <p>10 期とし、納期を統一することで特に支障はない。</p> <p>参 考</p> <p>保険料(税)の軽減</p> <p>賦課割合に対して軽減割合が決まることから、2 市 2 町はいずれも平準化を実施したので、軽減割合は 70%、50%、20%となる。</p> <p>【応益割合に対する軽減割合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>応益割合</th> <th>35%未満</th> <th>35~45%</th> <th>45~55%</th> <th>55%以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽減割合</td> <td>50% , 30%</td> <td>60% , 40%</td> <td>70% , 50% , 20%</td> <td>60% , 40%</td> </tr> </tbody> </table>		応益割合	35%未満	35~45%	45~55%	55%以上	軽減割合	50% , 30%	60% , 40%	70% , 50% , 20%	60% , 40%	<p>-1. 国民健康保険の賦課形態</p> <p>( ) 1 . 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2 . ( 徳山市 ) の例により調整する。「保険料とする。」 ( ) 3 . 新たに新制度を創設する。 ( ) 4 . 新市移行後、速やかに調整する ( ) 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6 . 廃止の方向で検討する。 その他</p> <p>-2. 国民健康保険料(税)率</p> <p>賦課方式</p> <p>( ) 1 . 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2 . ( 熊毛町 ) の例により調整する。「3 方式とする。」 ( ) 3 . 新たに新制度を創設する。 ( ) 4 . 新市移行後、速やかに調整する ( ) 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6 . 廃止の方向で検討する。 ( ) 7 . その他</p> <p>賦課割合</p> <p>( ) 1 . 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2 . ( ) の例により調整する。 ( ) 3 . 新たに新制度を創設する。 ( ) 4 . 新市移行後、速やかに調整する ( ) 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6 . 廃止の方向で検討する。 ( ) 7 . その他 現行の平準化方式とし、料率を統一する。 ただし、急激な負担増に配慮し、財政支援措置を講ずることとするが、金額は財政計画で定めることとし、期間については 3 年限度を目安とする。</p> <p>-3 納付回数及び納期</p> <p>( ) 1 . 現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、納期については、別に調整する。 ( ) 2 . ( ) の例により調整する。 ( ) 3 . 新たに新制度を創設する。 ( ) 4 . 新市移行後、速やかに調整する ( ) 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6 . 廃止の方向で検討する。 ( ) 7 . その他</p> <p>-4 保険料(税)の軽減</p> <p>( ) 1 . 現行のまま新市に引き継ぐ。( 平準化実施したことで調整済み ) ( ) 2 . ( ) の例により調整する。 ( ) 3 . 新たに新制度を創設する。 ( ) 4 . 新市移行後、速やかに調整する ( ) 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6 . 廃止の方向で検討する。 ( ) 7 . その他</p>	
区分	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町																																												
応益	均等割額	28,700円	29,800円	26,400円	21,600円																																											
	世帯別平等割額	28,300円	29,800円	24,500円	22,800円																																											
応能	資産割額	22%	25%	-	45%																																											
	所得割額	7.5%	8.3%	8.0%	6.7%																																											
応益と応能の割合		49 対 51	47 対 53	51 対 49	49 対 51																																											
応益割合	35%未満	35~45%	45~55%	55%以上																																												
軽減割合	50% , 30%	60% , 40%	70% , 50% , 20%	60% , 40%																																												

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	保険・年金	中項目	国民健康保険	小項目																															
事業名	納入(納税)組合			協議事項																															
専門部会名	住民部会	分科会名	国保年金	コード																															
現			況																																
徳山市		新南陽市		熊毛町																															
<p><b>徳山市国民健康保険料納入組合</b></p> <p>納入組合の設置                  納入義務者は、保険料の容易かつ確実な納入に資するため、一定の地域を単位として納入組合を設置することができる。                  組合は、組合員5人以上を持って構成する。</p> <p>組合への報償費                  市は組合に対し、以下の報償金を交付する                  国民健康保険料納入組合報償金交付基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>交付額</th> <th>交付時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">組合奨励金</td> <td>均等割 年額 3,000円</td> <td rowspan="4">翌年度の4月</td> </tr> <tr> <td>世帯割 1世帯につき 年額 200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">期限内収納割額</td> <td>100%収納の場合 収納額の2/100</td> </tr> <tr> <td>95%収納の場合 収納額の1.5/100</td> </tr> <tr> <td>文書取扱割</td> <td>被保険者証の配布 1世帯につき 200円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>明細書の提出                  組合長は毎年度7月10日までに、納入組合員名簿兼明細書を市長に提出する</p> <p>納入方法                  組合長は、各納期限までにとりまとめ一括納入する。                  組合員は、保険料を口座振替により納入することができる。</p>		区分	交付額	交付時期	組合奨励金	均等割 年額 3,000円	翌年度の4月	世帯割 1世帯につき 年額 200円	期限内収納割額	100%収納の場合 収納額の2/100	95%収納の場合 収納額の1.5/100	文書取扱割	被保険者証の配布 1世帯につき 200円		<p><b>新南陽市納税貯蓄組合</b></p> <p>組合                  組合とは、市税(市税にあわせて徴収する徴収金)の納付義務者によって組織した組合をいう。                  組合は、地域組合及び職域組合とし組合員20名以上のものをいう。                  ・地域組合(自治会を単位に設立された組合)                  ・職域組合(勤務先を単位に設立された組合)</p> <p>補助金の交付                  ・納税貯蓄組合補助金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>限度額(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">組合割</td> <td>組合員10人未満</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>組合員10人以上50人未満</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>組合員50人以上100人未満</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>組合員100人以上150人未満</td> <td>70,000円</td> </tr> <tr> <td>組合員150人以上</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>人員割</td> <td>組合員1人につき(一律)</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>補助金額に10円未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てる。</p> <p>補助金の交付時期・実施報告                  交付申請: 毎年4月10日までに(前年4月から3月分)                  交付時期: 4月に交付(前年4月から3月分)                  実績報告: 5月10日までに                  上記は平成12年4月1日から実施</p>		区分	単位	限度額(年額)	組合割	組合員10人未満	20,000円	組合員10人以上50人未満	30,000円	組合員50人以上100人未満	50,000円	組合員100人以上150人未満	70,000円	組合員150人以上	100,000円	人員割	組合員1人につき(一律)	500円	<p><b>熊毛町納税貯蓄組合</b></p> <p>平成12年4月1日 熊毛町納税貯蓄組合育成助成金規程廃止</p>	
区分	交付額	交付時期																																	
組合奨励金	均等割 年額 3,000円	翌年度の4月																																	
	世帯割 1世帯につき 年額 200円																																		
期限内収納割額	100%収納の場合 収納額の2/100																																		
	95%収納の場合 収納額の1.5/100																																		
文書取扱割	被保険者証の配布 1世帯につき 200円																																		
区分	単位	限度額(年額)																																	
組合割	組合員10人未満	20,000円																																	
	組合員10人以上50人未満	30,000円																																	
	組合員50人以上100人未満	50,000円																																	
	組合員100人以上150人未満	70,000円																																	
	組合員150人以上	100,000円																																	
人員割	組合員1人につき(一律)	500円																																	
根拠法令等		根拠法令等																																	
徳山市国民健康保険条例施行規則 徳山市国民健康保険料納入組合取扱要綱		納税貯蓄組合助成規則 新南陽市納税貯蓄組合取扱規程																																	

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	保険・年金	中項目	国民健康保険	小項目																					
事業名	納入(納税)組合			協議事項																					
専門部会名	住民部会	分科会名	国保年金	コード																					
現況				分	析																				
鹿野町				問	題																				
<p><b>鹿野町納税貯蓄組合</b></p> <p>組合 組合とは、法人を除き、町税の納税義務者5人以上で組織したものをいう。 (但し、町長が特に認めた場合この限りではない。)</p> <p>組合員 組合員は世帯主とし、その世帯に属する納税義務者を包括するものとする。</p> <p>事務費補助金の交付 組合事務を遂行するため支出した経費を補助金として交付する。</p> <p>納税貯蓄組合事務費補助金限度額交付基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人員割</th> <th>組合員1人につき (一律)</th> <th>年額</th> <th>300円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">組合割</td> <td>10人未満</td> <td>年額</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>10人以上 ~ 50人未満</td> <td>年額</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以上 ~ 100人未満</td> <td>年額</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>100人以上 ~ 150人未満</td> <td>年額</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>150人以上</td> <td>年額</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>補助金の交付時期・実績報告 交付申請・・・翌年度4月30日までに(前年4月から3月分) 交付時期・・・前年度分を翌年度に交付 (上記は平成13年4月1日より実施)</p>				人員割	組合員1人につき (一律)	年額	300円	組合割	10人未満	年額	10,000円	10人以上 ~ 50人未満	年額	20,000円	50人以上 ~ 100人未満	年額	30,000円	100人以上 ~ 150人未満	年額	40,000円	150人以上	年額	50,000円	<p>納入(納税)組合への事務費等の補助金や助成金については、熊毛町では制度を廃止し、2市1町については制度は存続しているが、交付額や取扱等に格差がある。</p> <p>但し、合併後、保険税が保険料の取扱いとなれば、納税組合は適用外となる。</p>	
人員割	組合員1人につき (一律)	年額	300円																						
組合割	10人未満	年額	10,000円																						
	10人以上 ~ 50人未満	年額	20,000円																						
	50人以上 ~ 100人未満	年額	30,000円																						
	100人以上 ~ 150人未満	年額	40,000円																						
	150人以上	年額	50,000円																						
				対	策																				
				<p>納入(納税)組合加入者の内、約7割が口座振替であり納付意識も変化してきている。 また、納入組合未加入者の口座振替の場合とのバランスもある。 (一部には保険料の割引との指摘もある。)</p> <p>以上のことを踏まえ、地方税の納税貯蓄組合への補助金と同様に廃止の方向で調整する。</p>																					
				調 整 案																					
				<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2. ( ) の例により調整する。</p> <p>( ) 3. 新たに新制度を創設する。</p> <p>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>その他( )</p>																					
根 拠 法 令 等				根 拠 法 令 等																					
鹿野町納税貯蓄組合規則																									

事務一元化現況・分析調書

大項目	保険・年金	中項目	国民健康保険	小項目	
事業名	任意給付の状況			協議事項	
専門部会名	住民部会	分科会名	国保年金	コード	

現況

分析

平成12年度 任意給付の状況

(単位：件・円)

区分	出産育児一時金			葬祭費			合計給付額
	件数	一件当り支給額	給付額	件数	一件当り支給額	給付額	
徳山市	165	300,000	49,500,000	632	70,000	44,240,000	93,740,000
新南陽市	24	300,000	7,200,000	180	70,000	12,600,000	19,800,000
熊毛町	19	300,000	5,700,000	94	10,000	940,000	6,640,000
鹿野町	2	300,000	600,000	34	7,000	238,000	838,000

出産育児一時金については、問題はないが、葬祭費については給付額が異なる。

・出産育児一時金 300,000円(健康保険法施行令による)

・葬祭費  
 徳山市、新南陽市 70,000円  
 熊毛町 10,000円  
 鹿野町 7,000円

対応策

葬祭費について調整を要する。  
 被保険者の死亡に関する保険給付であり、葬儀等に要する経費負担に配慮すると、70,000円が望ましい。

徳山市 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として、300,000円を支給する。  
 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対して葬祭費として70,000円を支給する。

新南陽市 出産育児一時金は徳山市に同じ  
 葬祭費は徳山市に同じ

熊毛町 出産育児一時金は徳山市に同じ  
 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対して葬祭費として10,000円を支給する。

鹿野町 出産育児一時金は徳山市に同じ  
 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対して葬祭費として7,000円を支給する。

【徳山市国民健康保険条例・新南陽市国民健康保険税条例・熊毛町国民健康保険税条例・鹿野町国民健康保険税条例】

調整案

- ( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。
- ( ) 2. (徳山市・新南陽市)の例により調整する。
- ( ) 3. 新たに新制度を創設する。
- ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。
- ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- ( ) 6. 廃止の方向で検討する。

その他( )

事務一元化現況・分析調書

大項目	保険・年金	中項目	国民健康保険	小項目	
事業名	はり、きゅう施術費支給状況			協議事項	
専門部会名	住民部会	分科会名	国保年金	コード	

現況

分析

平成12年度 はり、きゅう施術費支給状況

(平成12年度実績)

区分	利用者数(人)	施術件数 (件)				保険者負担金(円)	施術費助成金(円)			
		はり	きゅう	はり・きゅう併用	計		はり	きゅう	はり・きゅう併用	制限回数/月
徳山市	5,777	7,455	93	10,461	18,009	15,360,600	760	760	920	12回/月
新南陽市	2,610	4,803	128	4,712	9,643	8,082,600	760	760	920	12回/月

徳山市国民健康保険はり・きゅう施設利用規則

施術の範囲：はり術・きゅう術とし、末しょう神経疾患及び運動器疾患に対するもの。  
1人1日1回とし、1ヶ月に12回を超えることはできない。

施術費助成金 (平成11年度改正)：はり術のみ 760円  
きゅう術のみ 760円  
はり、きゅう併用 920円

新南陽市国民健康保険はり・きゅう施設利用規則

施術の範囲：はり術・きゅう術とし、末しょう神経疾患及び運動器疾患に対するもの。  
1人1日1回とし、1ヶ月に12回を超えることはできない。

施術費助成金 (平成11年改正)：はり術のみ 760円  
きゅう術のみ 760円  
はり、きゅう併用 920円

熊毛町・鹿野町については、国保事業としては実施していないが、福祉施策として実施している。  
また、新南陽市は国保と福祉と両事業を実施している。

参考

【施策内容の内訳と調整結果】

区分 項目	徳山市		新南陽市		熊毛町		鹿野町		調整結果	
	福祉事業	国保事業	福祉事業	国保事業	福祉事業	国保事業	福祉事業	国保事業	福祉事業	国保事業
はり	制度なし	760円	760円	760円	1,000円	制度なし	500円	制度なし	760円	760円
きゅう		760円	760円	760円	1,000円		500円		760円	760円
はり・きゅう併用		920円	920円	920円	なし		500円		920円	920円
受給資格年齢		制限なし	70歳以上	制限なし	制限なし		60歳以上		70歳以上	制限なし
制限回数/月		12/月	12/月	12/月	10/月		5/月		12/月	12/月

第4回合併協議会によって福祉事業に基づく「はり、きゅう施術費助成金」は、新南陽市の例により調整することになったことから、2市2町全てにおいて福祉事業と国保事業が実施されることになる。

特になし

対応策

調整案

- ( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。
- ( ) 2. (徳山市・新南陽市)の例により調整する。
- ( ) 3. 新たに新制度を創設する。
- ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。
- ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- ( ) 6. 廃止の方向で検討する。

その他( )



事務一元化現況・分析調書

大項目	保険・年金	中項目	国民健康保険	小項目	
事業名	人間ドックの状況			協議事項	
専門部会名	住民部会	分科会名	国保年金	コード	

現況

平成12年度 人間ドックの状況

区分	人間ドック施設利用状況			
	件数 (件)	基準額 (円)	補助率 (%)	保険者負担金 (円)
徳山市	外来 272	38,980	90	9,453,906
	宿泊 85	67,420	70	4,011,490
	脳ドック 35	36,200	70	886,900
新南陽市	外来 93	38,980	90	3,171,632
	宿泊 12	67,420	70	566,328
	脳ドック 8	36,200	70	202,720
熊毛町	外来 15	徳中 38,980 日立 34,780	70 (平成14年度から 90%)	575,150
	宿泊 4	大和 66,680		
	外来 3	38,980	町: 2/3 (25,980円/件)	25,980
宿泊 制度なし	国保: 2/3 (8,660円/件)			

\*基準額とは、全検査項目にかかる費用額

\*保険者負担金とは、各市町が医療機関へ支払う金額(人間ドック利用者が市長又は町長へ事前に個人負担の支払いをしている場合は、この金額に含まれる。)

徳山市国民健康保険人間ドック利用規則

平成14年度基準額改定(外来 38,230円 宿泊 65,600円 脳ドック 34,200円)

施設の利用: 外来人間ドックは満30歳以上の者、宿泊人間ドックは満40歳以上の者、1年にどちらか1回

利用の手続き: 外来人間ドックは市長から利用券の交付を受け、利用料金の1/10に相当する負担金を検査を受ける医療機関へ支払い、利用券を提出する。

宿泊人間ドックは市長から利用券の交付を受け、利用料金の3/10に相当する負担金を検査を受ける医療機関へ支払い、利用券を提出する。

利用料金の支払: 外来人間ドックは利用料金の9/10、宿泊人間ドックは利用料金の7/10に相当する金額を医療機関へ支払う。

新南陽市国民健康保険人間ドック利用規則

徳山市と同じ

熊毛町(平成14年度補助率を90%に改正)

施設の利用: 徳山市と同じ

利用の手続き: 外来人間ドック・宿泊人間ドックとも利用料金の1/10に相当する負担金を添えて町長に申請する。

被保険者は、人間ドック利用券を検査を受ける医療機関に提出する。

鹿野町国民健康保険人間ドック健診費助成要綱

対象者: 受診日において満30歳以上の者

助成金: 検診費の2/3を町が負担し、国民健康保険被保険者は更にその2/3を助成する。(1年に1回)

分析

問題点

検査項目や一部負担額に違いがあることから、基準額及び補助率が異なる。

対応策

人間ドック施設利用に関する補助率の統一を図る必要がある。  
また、検査項目や基準額等については、今後各医師会と協議する必要がある。

調整案

- ( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。
- ( ) 2. (熊毛町)の例により調整する。
- ( ) 3. 新たに新制度を創設する。
- ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。
- ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- ( ) 6. 廃止の方向で検討する。  
その他( )

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	保険・年金	中項目	国民健康保険	小項目	
事業名	高額療養費貸付状況			協議事項	
専門部会名	住民部会	分科会名	国保年金	コード	

現況

徳山市

**貸付の対象** 本市に住所を有し住民票に記載されている世帯で、負傷又は疾病による療養費が高額療養費（保険法に定める額）に該当し、支払資金を緊急に必要とする者に対して行う。

**貸付額** 貸付額は、高額療養費に相当する額の90%以内の額とする。ただし、医療機関の領収書又は請求書において保険診療分の額が明確なものについては100%以内とする。

**貸付利息** 貸付金は、無利子とする。

**貸付申請** 貸付を受けようとする者は、必要書類を徳山市社会福祉協議会長に提出しなければならない。  
 ・高額療養費支給申請書  
 ・医療機関の発行する請求書及び自己負担額領収済証又は領収書  
 ・高額療養費受領権限の委任状

**借用書の提出及び貸付金の交付**  
 貸付決定の通知を受けた者は、高額療養費貸付金借用書を会長へ提出しなければならない。  
 会長は、借用書と引換に貸付金を交付する。自己負担額のみ支払済みのものについては、原則として申請者の委任に基づき当該医療機関の預金口座に振込む。  
 貸付申請書類の内委任状の提出ができない者は、連帯保証人2名が連署し、保証しなければならない。

**貸付決定の取消し**  
 貸付の決定を受けた者が、次の1つに該当するときは、決定を取消することができる。  
 ・虚偽の申込みその他不正な手段によるとき  
 ・その他不適当と認められるとき

**償還方法** 高額療養費の受領を会長に委任した場合を除き、借受人は保険法に定める高額療養費の支給を受けたときは、ただちに貸付金を償還しなければならない。  
 高額療養費の受領を会長に委任した者で、会長が代理受領した金額が貸付金額に不足するときは、借受人はただちに不足額を償還しなければならない。  
 会長が委任され代理受領した金額が、貸付金額を超過したときは、会長はただちに返還しなければならない。

根拠法令等

徳山市高額療養費貸付要綱

2市2町高額療養費貸付状況(平成12年度)

区分		徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町
貸付件数	件	348	108	27	2
貸付実人数	人	120	34	17	1
のうち国保分	件	347	92	25	2
貸付金額	円	51,516,998	13,190,554	4,306,195	404,000
のうち国保分	円	51,385,998	10,585,167	3,906,345	404,000
限度額貸付件数	件	0	0	0	0
1件当り貸付額	/ 円	148,086	115,056	156,254	202,000
国保高額給付件数	件	5,276	1,706	719	291
の支給金額	円	447,111,135	141,370,167	64,172,637	21,639,850
1件当り給付金額	/ 円	84,744	82,866	89,253	74,364

\*高額療養費とは、同一の月内に同一の病院等で受けた療養に係る一部負担金が、63,600円(低所得者は35,400円)を超えた場合、その超えた額。

新南陽市

**貸付対象** 保険法に定める被保険者で市内に住所を有し負傷又は疾病による療養費が高額療養費に該当し、支払が困難と認められる者に対して行うものとする。

**貸付額** 高額療養費として支給される相当額内とする。

**貸付利息** 貸付金は、無利子とする

**貸付申請** 貸付を受けようとする者は、高額療養費貸付申請書に別に定める関係書類を添えて(社)新南陽市社会福祉協議会長に提出しなければならない。

**貸付の決定** 会長は、申請内容を審査し、貸付の適否及びその額を決定するとともに所定の条件を別に定める方法により申請者に通知する。

**借用書の提出** 貸付金を借り受ける際、高額療養費貸付金借用書を会長に提出しなければならない。

**貸付金の交付** 前条の手続き完了後直ちに貸付金を交付するものとする。

**償還方法** 借受人は資金を償還するときは、保険法に定める高額療養費の支給申請をし、支給を受けたときは直ちに貸付金を償還しなければならない。  
 償還については、高額療養費の受領を会長に委任するものとする。  
 会長は、受領した金額と貸付金額に過不足があるときは、借受人に通知し、清算しなければならない。

**要綱の変更** この要綱を変更するときは、(社)新南陽市社会福祉協議会評議員会の承認を得るものとする。

**その他** この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

根拠法令等

社会福祉法人新南陽市社会福祉協議会高額療養費貸付事業要綱

熊毛町

**貸付対象** 熊毛町に在住する被保険者であって次の要件を満たす者。  
 負傷または疾病による療養費が高額療養費に該当する場合その支払資金が緊急に必要であると認められるとき。  
 町民税非課税世帯及び町民税均等割世帯を対象とし、これ以外の世帯では事務局の要請による高額療養費貸付審議会が必要であると認められたとき。

**貸付額** この資金の貸付額は、高額療養費の額以内とする。

**貸付利息** 貸付金は無利子とする。

**貸付申請** 貸付申請書に以下の関係書類を添えて提出しなければならない。  
 ・療養取扱機関の発行する療養費請求書  
 ・所得に関する証明及び住民票

**貸付決定** 社会福祉協議会長は、貸付の適否を決定し高額療養費貸付金借用書の提出を求めるものとする。  
 貸付金は療養取扱機関の指定する預金口座に振込むとともに、医療機関に振込を通知する。  
 振込手数料等の実費については申請者が負担する。

**貸付決定の取消し** 貸付の決定を受けた者が、次の1つに該当するときは、決定を取消することができる。  
 ・虚偽の申込みその他不正な手段によるとき  
 ・その他不適当と認められるとき

**償還方法** 社会福祉協議会長が保険者等から高額療養費を代理受領し、これを償還金に一括充当して行うものとし、当該申請者に貸付金清算通知書により通知するものとする。

根拠法令等

(社)熊毛町社会福祉協議会 高額療養費つなぎ資金貸付規程

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	保険・年金	中項目	国民健康保険	小項目	
事業名	高額療養費貸付状況			協議事項	
専門部会名	住民部会	分科会名	国保年金	コード	
現況				分	析
鹿野町				問	題
<p><b>鹿野町国民健康保険高額療養費貸付基金条例</b></p> <p>(設置) 国民健康保険法第57条の2の規定による高額療養費の支給を受けるまでの間、当該高額療養費にかかる費用を支払うための資金を貸付けることにより、被保険者の福祉の向上に寄与するため国民健康保険高額療養費貸付基金を設置する。</p> <p>(基金の額) 基金の額は200万円以内とする。</p> <p><b>鹿野町国民健康保険高額療養費貸付規則</b></p> <p>貸付の対象 1. 当該被保険者が受けた療養について、その世帯主が高額療養費の支給を受ける見込みがあること。</p> <p>2. 当該療養に要する費用について、当該被保険者が医療機関から請求を受け、又はその費用を支払った場合。ただし、他の法令により費用の負担が行われる場合を除く。</p> <p>貸付額 高額療養費支払見込額の8/10以内とする。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>貸付利息 貸付金には、利息は付さない。</p> <p>貸付申込み 療養に要する内訳が記載された請求書又は領収書を添付して、町長に申込み書を提出する。</p> <p>貸付決定 町長は申込みを受理したときは、すみやかに審査し貸付の可否及び額を決定しなければならない。上記を決定したときは、高額療養費貸付決定通知書により通知するものとする。申込者は、決定通知書を受理したときは、当該貸付金にかかる借用証及び国民健康保険高額療養費代理受領委任状を町長に提出するものとする。</p> <p>償還方法 貸付金の償還は高額療養費と貸付金を対等額において相殺し、その差額を借受人に対し支払うものとする。高額療養費の額が貸付金額に満たないときは、その差額を償還させるものとする。</p> <p>延滞金 期日までに償還すべき金額を支払わないときは、日数に応じ年14.5%の割合で延滞金を徴収する。</p>				特になし	
根拠法令等				対	応
<p>鹿野町国民健康保険高額療養費貸付基金条例</p> <p>鹿野町国民健康保険高額療養費貸付規則</p>				策	<p>1. 貸付額は、高額療養費に相当する額の90%以内の額。ただし、領収書又は請求書で保険診療分の額が明確なものについては、100%以内とする。</p> <p>実施主体：社会福祉協議会</p>
調整案				<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2. (徳山市)の例により調整する。</p> <p>( ) 3. 新たに新制度を創設する。</p> <p>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>その他( )</p>	

事務一元化現況・分析調書

大項目	保険・年金	中項目	国民健康保険	小項目																																			
事業名	国民健康保険診療所			協議事項																																			
専門部会名	住民部会	分科会名	国保年金	コード																																			
現 況				分 析																																			
				問 題 点																																			
<p><b>鹿野町国民健康保険診療所</b>（鹿野町国民健康保険診療所条例）</p> <p>（設置） 国民健康保険の被保険者に対し療養の給付を行うため、診療施設を設置する。          設置場所 鹿野町大字鹿野上3, 329番地          名 称 鹿野町国民健康保険診療所</p> <p>（任務） 次の事項を任務とする。          ・国民健康保険その他社会保険の主旨に基づき、模範的な診療を行い国民健康保険事業を円滑に実施すること。          ・鹿野町の保健施設の中核として公衆衛生の向上及び増進に寄与すること。          ・国民健康保険診療及び施設に関する研究調査を行い国民健康保険の健全な運営に貢献すること。</p> <p>（診療） 診療所は、鹿野町国民健康保険の被保険者に対し次の診療を行うものとする。ただし、健康保険及び船員保険の被保険者及び同被扶養者、労働者災害補償保険の規定により給付を受ける者、生活保護法により医療扶助を受ける者、並びに共済組合の組合員及び被扶養者並びに他の市町村国民健康保険の被保険者その他に対して行うことができる。          ・健康診断及び健康相談          ・療養の指導及び相談          ・診察          ・薬剤又は、治療材料の投与及び支給          ・処置手術その他の治療          ・診療所への収容</p> <p>（使用料及び手数料）          診療を受けた者に対しては、別に定めるところにより使用料・手数料を徴収する。</p> <p><b>鹿野町国民健康保険診療所使用料</b>（鹿野町国民健康保険診療所使用料等徴収条例）</p> <p>（使用料の額）使用料は、健康保険法の規定による療養に要する費用額の算定方法に規定する診療報酬点数表に基づき算定した額とする。</p> <p>（手数料の額） 手数料の額は次の範囲内とする。</p> <table border="0"> <tr><td>・健康診断書 1 通につき</td><td>2,000 円</td></tr> <tr><td>・死亡診断書 1 通につき</td><td>4,000 円ただし 2 枚目から 2,000 円とする。</td></tr> <tr><td>・死体検案書 1 通につき</td><td>5,000 円</td></tr> <tr><td>・自動車運転免許申請用診断書 1 通につき</td><td>2,000 円</td></tr> <tr><td>・司法用診断書 1 通につき</td><td>4,000 円</td></tr> <tr><td>・裁判用診断書 1 通につき</td><td>7,000 円</td></tr> <tr><td>・恩給診断書 1 通につき</td><td>5,000 円</td></tr> <tr><td>・学校診断書 1 通につき</td><td>1,000 円</td></tr> <tr><td>・休業証明書 1 通につき</td><td>2,000 円</td></tr> <tr><td>・出生証明書 1 通につき</td><td>2,000 円</td></tr> <tr><td>・死亡証明書 1 通につき</td><td>2,000 円</td></tr> <tr><td>・身体検査診断書 1 通につき</td><td>2,000 円</td></tr> <tr><td>・交通災害共済診断書 1 通につき</td><td>2,000 円</td></tr> <tr><td>・生命保険入院証明書 1 通につき</td><td>4,000 円</td></tr> <tr><td>・障害保険・児童扶養手当診断書 1 通につき</td><td>4,000 円</td></tr> <tr><td>・スポ - ツ安全協会用診断書 1 通につき</td><td>3,000 円</td></tr> <tr><td>・その他</td><td>1,200 円</td></tr> </table> <p>（使用料等の減額）町長は、使用料等の納付義務者に納付する資力がないと認めるとき、又は特別な事情があると認めるときは、減額また免除することができる。</p> <p>徳山市・新南陽市・熊毛町については該当なし</p>				・健康診断書 1 通につき	2,000 円	・死亡診断書 1 通につき	4,000 円ただし 2 枚目から 2,000 円とする。	・死体検案書 1 通につき	5,000 円	・自動車運転免許申請用診断書 1 通につき	2,000 円	・司法用診断書 1 通につき	4,000 円	・裁判用診断書 1 通につき	7,000 円	・恩給診断書 1 通につき	5,000 円	・学校診断書 1 通につき	1,000 円	・休業証明書 1 通につき	2,000 円	・出生証明書 1 通につき	2,000 円	・死亡証明書 1 通につき	2,000 円	・身体検査診断書 1 通につき	2,000 円	・交通災害共済診断書 1 通につき	2,000 円	・生命保険入院証明書 1 通につき	4,000 円	・障害保険・児童扶養手当診断書 1 通につき	4,000 円	・スポ - ツ安全協会用診断書 1 通につき	3,000 円	・その他	1,200 円	<p>施設については、          鹿野町の保健診療施設の中核であり、地域に根ざす重要な医療機関として位置付けられていることから、特に問題なし</p> <p>使用料については、          診療報酬に基づく規定の算定額であり、問題なし</p> <p>手数料については、          2市2町各病院・診療所によりそれぞれ取扱や額が異なる。</p>	
・健康診断書 1 通につき	2,000 円																																						
・死亡診断書 1 通につき	4,000 円ただし 2 枚目から 2,000 円とする。																																						
・死体検案書 1 通につき	5,000 円																																						
・自動車運転免許申請用診断書 1 通につき	2,000 円																																						
・司法用診断書 1 通につき	4,000 円																																						
・裁判用診断書 1 通につき	7,000 円																																						
・恩給診断書 1 通につき	5,000 円																																						
・学校診断書 1 通につき	1,000 円																																						
・休業証明書 1 通につき	2,000 円																																						
・出生証明書 1 通につき	2,000 円																																						
・死亡証明書 1 通につき	2,000 円																																						
・身体検査診断書 1 通につき	2,000 円																																						
・交通災害共済診断書 1 通につき	2,000 円																																						
・生命保険入院証明書 1 通につき	4,000 円																																						
・障害保険・児童扶養手当診断書 1 通につき	4,000 円																																						
・スポ - ツ安全協会用診断書 1 通につき	3,000 円																																						
・その他	1,200 円																																						
				対 応 策																																			
				<p>施設については、地域医療（訪問医療）等の確保の上からも施設の存続が必要である。</p>																																			
				調 整 案																																			
				<p>( ) 1 . 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2 . ( ) の例により調整する。</p> <p>( ) 3 . 新たに新制度を創設する。</p> <p>( ) 4 . 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>( ) 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6 . 廃止の方向で検討する。</p> <p>その他 ( )</p>																																			

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	保険・年金	中項目	国民健康保険	小項目	
事業名	介護分保険料の賦課方式及び賦課割合等			協議事項	
専門部会名	住民部会	分科会名	国保年金	コード	

現況

(参照)

(平成14年度当初)

介護保険第2号被保険者の保険料

国民健康保険加入者の内、40~64歳の被保険者が対象となり、医療分保険料(従来の国民健康保険料)と同様の方法で計算し、医療分と介護分を合わせて一つの国民健康保険料(税)として世帯主が納入する。

第2号被保険者の割合(介護2号被保険者/国民健康被保険者)

徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町
30.08%	31.4%	28.6%	26.9%

介護分保険料等の比較(平成14年度)

区分		徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町	
納入義務者		被保険者の属する世帯の世帯主	同左	同左	同左	
保険料(税)の料(税)率	均等割額	被保険者1人当り	5,600円	5,000円	5,300円	5,000円
	世帯別平等割額	1世帯当り	4,100円	5,000円	3,700円	4,500円
	資産割額	当該年度の固定資産税	2.30%	5.00%	-	10.00%
	所得割額	課税所得に対して	0.94%	0.90%	0.78%	0.90%
限度額	最高限度額	70,000円	同左	同左	同左	
賦課期日		4月1日	同左	同左	同左	
納期		国民健康保険料(税)医療費分と同じ				
		10期	同左	同左	同左	
保険料(税)の軽減	介護分保険料の軽減については、医療分の軽減を適用する。					
	前年度総所得が、市(町)民税の基礎控除額(33万円)を超えない世帯について	均等割額の70%減額	同左	同左	同左	
		世帯別平等割額の70%減額				
	前年度総所得が、{基礎控除額(33万円)+(24万5千円×世帯主を除く被保険者数)}を超えない世帯について	均等割額の50%減額				
	世帯別平等割額の50%減額					
前年度総所得が、{基礎控除額(33万円)+(35万円×世帯の被保険者数)}を超えない世帯について	均等割額の20%減額	同左	同左	同左		
	世帯別平等割額の20%減額					

(徳山市国民健康保険条例)

(新南陽市国民健康保険条例)

(熊毛町国民健康保険条例)

(鹿野町国民健康保険条例)

介護分保険料賦課割合の状況(平成14年度)

徳山市				新南陽市				熊毛町				鹿野町			
応益割	48.51	均等割	30.93	応益割	47.44	均等割	26.83	応益割	51.69	均等割	33.72	応益割	48.42	均等割	28.11
		平等割	17.58			平等割	20.61			平等割	17.97			平等割	20.31
応能割	51.49	資産割	2.21	応能割	52.56	資産割	6.53	応能割	48.31	資産割	-	応能割	51.58	資産割	10.62
		所得割	49.28			所得割	46.03			所得割	48.31			所得割	40.96

(参照)

保険料(税)の賦課額を算出する基礎となる均等割(1人当り)と平等割(1世帯当り)を応益割といひ、所得割と資産割を応能割という。

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	保険・年金	中項目	国民健康保険	小項目																																									
事業名	介護分保険料の賦課方式及び賦課割合等																																												
専門部会名	住民部会	分科会名	国保年金	コード																																									
問 題 点		対 応 策		調 整 案																																									
<p>国民健康保険料(税)の内、介護分として賦課徴収しているので、医療分と同様に取扱いが各市町で異なる。</p> <p>-1.賦課形態が「保険料」としている市と、「保険税」としている市町とがある。          ・保険料 : 徳山市          ・保険税 : 新南陽市・熊毛町・鹿野町</p> <p>-2. 賦課方式・賦課割合が各市町で異なる。          賦課方式 : <b>4方式</b>(均等割+平等割+資産割+所得割)          徳山市・新南陽市・鹿野町  <b>3方式</b>(均等割+平等割+所得割)          熊毛町</p> <p>賦課割合 : 下記のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>徳山市</th> <th>新南陽市</th> <th>熊毛町</th> <th>鹿野町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応益</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>均等割額</td> <td>5,600円</td> <td>5,000円</td> <td>5,300円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>世帯別平等割額</td> <td>4,100円</td> <td>5,000円</td> <td>3,700円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>応能</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>資産割額</td> <td>2.30%</td> <td>5.00%</td> <td>-</td> <td>10.00%</td> </tr> <tr> <td>所得割額</td> <td>0.94%</td> <td>0.90%</td> <td>0.78%</td> <td>0.90%</td> </tr> <tr> <td>応益と応能の割合</td> <td>49対51</td> <td>47対53</td> <td>52対48</td> <td>48対52</td> </tr> </tbody> </table> <p>-3.納期が異なる。          ・納付回数は10期であるが          年末、年始等納期が、若干異なる。</p>		区 分	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町	応益					均等割額	5,600円	5,000円	5,300円	5,000円	世帯別平等割額	4,100円	5,000円	3,700円	4,500円	応能					資産割額	2.30%	5.00%	-	10.00%	所得割額	0.94%	0.90%	0.78%	0.90%	応益と応能の割合	49対51	47対53	52対48	48対52	<p>被保険者は、医療分と介護分を合わせて、ひとつの国民健康保険料(税)として納めることから、一体的な調整を行う。</p> <p>-1.賦課形態は、「<b>保険料</b>」とする。</p> <p>-2. 賦課方式・賦課割合は、以下とする。          賦課方式 : <b>3方式</b>(均等割+平等割+所得割)とする。</p> <p>賦課割合 : <b>平準化を行う(実施済み)</b>          応益、応能の割合は、国民健康保険料(医療分)に準じる。</p> <p>-3.納付回数及び納期:10期とし、納期限は統一する。</p> <p>-4 保険料(介護分)の軽減割合は、医療分の軽減を適用する。          ・70%、50%、20%軽減となる。</p>		<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2. ( )の例により調整する。</p> <p>( ) 3. 新たに新制度を創設する。</p> <p>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する</p> <p>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>( ) 7. その他          国民健康保険料(医療分)の取扱いに準じ調整する。</p>	
区 分	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町																																									
応益																																													
均等割額	5,600円	5,000円	5,300円	5,000円																																									
世帯別平等割額	4,100円	5,000円	3,700円	4,500円																																									
応能																																													
資産割額	2.30%	5.00%	-	10.00%																																									
所得割額	0.94%	0.90%	0.78%	0.90%																																									
応益と応能の割合	49対51	47対53	52対48	48対52																																									

調整方針案の変更

合併関係市町の変更によるもの

関係項目	項 目		2市2町調整方針案	3市2町調整方針	ページ
(3)水道事業	手 数 料	流末工事検査手数料	徳山市の例により調整する。 ただし、名称は給水装置工事審査手数料とする。	新たな制度を創設する。	22

その他（従来の調整方針を見直すことが望ましいもの）

関係項目	項 目		2市2町調整方針案	3市2町調整方針	ページ
(3)水道事業	水道料金の算定方法 （上水道料金）	料 金	新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ただし、新市における基本計画策定後、新市における上水道の事業認可を受けたうえで、財政計画等をもとに市域統一の新たな料金を決定する。	15
		料 金 体 系	新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。		
	水道料金の算定方法 （簡易水道料金）	事 業	新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	徳山市、下松市の例により調整する。	17
		料 金	新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ただし、上水道事業の料金改定時に上水道事業と同一の料金に改定する。	
		料 金 体 系	新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ただし、上水道事業の料金改定時に上水道事業と同一の料金体系とする。	
	水道料金の算定・収納	料 金 の 算 定	新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	徳山市の例により調整する。	19
	水 道 加 入 金	新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ただし、水道料金統一の際には上水道事業及び簡易水道事業で徴収する。	21	

法の改正、制度等の変更や廃止に伴うもの

関係項目	項 目		2市2町調整方針案	3市2町調整方針	ページ
(11)同和対策事業	同和福祉援護資金貸付事業		貸付事業は平成13年度末で終了したが、償還業務については、現行のまま新市に引継ぐものとする。	事業は、現行のまま新市に引継ぐものとするが、貸付けは新市が行う。ただし、平成14年度以降については、県の動向をみて検討する。	28

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	水道	中項目	水道事業	小項目	経理・営業																																																																																																																																																										
事業名	水道料金の算定方法(上水道料金)			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い																																																																																																																																																										
専門部会名	水道	分科会名	水道	コード																																																																																																																																																											
現			況																																																																																																																																																												
徳山市		新南陽市		熊毛町																																																																																																																																																											
<p>1. 水道料金の支払い義務 水道料金は、給水装置の使用者又は総代人から徴収する 共用給水装置による水道料金は、総代人から徴収する 共用給水装置によって水道を使用する者は、水道料金の納入について連帯責任を負う</p> <p>2. 水道料金は次表による基本料金と従量料金の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。(1円未満の端数は切り捨てる)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="6">水道料金(1ヶ月につき)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="4">従量料金</th> </tr> <tr> <th>量水器口径</th> <th>金額</th> <th>第1段</th> <th>第2段</th> <th>第3段</th> <th>第4段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>660円</td> <td>1立方メートルから10立方メートルまで</td> <td>11立方メートルから20立方メートルまで</td> <td>21立方メートルから30立方メートルまで</td> <td>31立方メートルから1立方メートルにつき231円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>1,100円</td> <td>1立方メートルにつき68円</td> <td>1立方メートルにつき162円</td> <td>1立方メートルにつき202円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>1,500円</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">公衆浴場を使用する場合</td> </tr> <tr> <td>30mm</td> <td>2,200円</td> <td>第1段</td> <td>第2段</td> <td>第3段</td> <td></td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>4,200円</td> <td>1立方メートルから200立方メートルまで6,600円</td> <td>201立方メートルから500立方メートルまで1立方メートルにつき162円</td> <td>501立方メートルから1立方メートルにつき202円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>9,400円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>20,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>100mm</td> <td>39,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>150mm</td> <td>107,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>200mm</td> <td>211,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>250mm</td> <td>377,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◆ 共用給水装置の従量料金は、各世帯の使用水量を均等とみなし、各世帯ごとに計算する。 ◆ 給水装置から受水して2世帯以上で使用する場合の水道料金の計算方法は前項に準じて別に定める。 上記の計算方法 ・給水量は、局の設置した量水器により計量する ・基本料金は、局の設置した量水器の口径により計算する ・従量料金は、各世帯の使用水量を均等とみなして計算する ただし、公営住宅及び管理者が特に認めた住宅等については各世帯ごとに水道料金を計算することができる。</p> <p>【平成10年6月改定】 消費税に係る改定は除く。以下同じ</p>		水道料金(1ヶ月につき)						基本料金		従量料金				量水器口径	金額	第1段	第2段	第3段	第4段	13mm	660円	1立方メートルから10立方メートルまで	11立方メートルから20立方メートルまで	21立方メートルから30立方メートルまで	31立方メートルから1立方メートルにつき231円	20mm	1,100円	1立方メートルにつき68円	1立方メートルにつき162円	1立方メートルにつき202円		25mm	1,500円	公衆浴場を使用する場合				30mm	2,200円	第1段	第2段	第3段		40mm	4,200円	1立方メートルから200立方メートルまで6,600円	201立方メートルから500立方メートルまで1立方メートルにつき162円	501立方メートルから1立方メートルにつき202円		50mm	9,400円					75mm	20,000円					100mm	39,000円					150mm	107,000円					200mm	211,000円					250mm	377,000円					<p>1. 水道料金 水道料金は、次表の基本料金と従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額とする。(1円未満の端数は切り捨てる)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">量水器口径及び用途</th> <th rowspan="2">基本料金(1箇月につき)</th> <th colspan="4">従量料金</th> </tr> <tr> <th>第1段</th> <th>第2段</th> <th>第3段</th> <th>第4段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20ミリメートル以下</td> <td>510円</td> <td>7立方メートルまで700円</td> <td>11立方メートル以上20立方メートルまで</td> <td>21立方メートル以上30立方メートルまで</td> <td>31立方メートル以上1立方メートルにつき188円</td> </tr> <tr> <td>25ミリメートル</td> <td>1,500円</td> <td>ただし家事用(専用給水装置)に使用する場合</td> <td>1立方メートルにつき135円</td> <td>1立方メートルにつき162円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>40ミリメートル</td> <td>10,000円</td> <td>7立方メートルまで</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>50ミリメートル</td> <td>21,000円</td> <td>7立方メートル以上10立方メートルまで</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>75ミリメートル</td> <td>49,000円</td> <td>8立方メートル以上10立方メートルまで</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>100ミリメートル</td> <td>110,000円</td> <td>1立方メートルにつき100円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>150ミリメートル</td> <td>260,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>200ミリメートル</td> <td>400,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>上記にかかわらず、連用・共用給水装置(家事用)、湯屋用、船舶用、臨時用、特別用を使用する場合は次の料金とする。ただし、連用・共用給水装置(家事用)の所有者から家事用(専用給水装置)扱いの申し出があった場合、管理者においてこれを認めるときは、上欄の料金を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>家事用(連用・共用給水装置)</td> <td>量水器口径25ミリメートルをこえる場合は25ミリメートルの基本料金</td> <td>7立方メートルまで 8立方メートル以上 1立方メートルにつき</td> <td>470円 135円</td> </tr> <tr> <td>湯屋用</td> <td>各口径の基本料金</td> <td>100立方メートルまで 101立方メートル以上 1立方メートルにつき</td> <td>4,000円 70円</td> </tr> <tr> <td>船舶用臨時用特別用</td> <td>各口径の基本料金</td> <td>1立方メートルにつき</td> <td>350円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【平成9年4月改定】</p>		量水器口径及び用途	基本料金(1箇月につき)	従量料金				第1段	第2段	第3段	第4段	20ミリメートル以下	510円	7立方メートルまで700円	11立方メートル以上20立方メートルまで	21立方メートル以上30立方メートルまで	31立方メートル以上1立方メートルにつき188円	25ミリメートル	1,500円	ただし家事用(専用給水装置)に使用する場合	1立方メートルにつき135円	1立方メートルにつき162円		40ミリメートル	10,000円	7立方メートルまで				50ミリメートル	21,000円	7立方メートル以上10立方メートルまで				75ミリメートル	49,000円	8立方メートル以上10立方メートルまで				100ミリメートル	110,000円	1立方メートルにつき100円				150ミリメートル	260,000円					200ミリメートル	400,000円					家事用(連用・共用給水装置)	量水器口径25ミリメートルをこえる場合は25ミリメートルの基本料金	7立方メートルまで 8立方メートル以上 1立方メートルにつき	470円 135円	湯屋用	各口径の基本料金	100立方メートルまで 101立方メートル以上 1立方メートルにつき	4,000円 70円	船舶用臨時用特別用	各口径の基本料金	1立方メートルにつき	350円	<p>上水道事業はない</p> <p style="text-align: center;">鹿野町</p> <p>上水道事業はない</p>	
水道料金(1ヶ月につき)																																																																																																																																																															
基本料金		従量料金																																																																																																																																																													
量水器口径	金額	第1段	第2段	第3段	第4段																																																																																																																																																										
13mm	660円	1立方メートルから10立方メートルまで	11立方メートルから20立方メートルまで	21立方メートルから30立方メートルまで	31立方メートルから1立方メートルにつき231円																																																																																																																																																										
20mm	1,100円	1立方メートルにつき68円	1立方メートルにつき162円	1立方メートルにつき202円																																																																																																																																																											
25mm	1,500円	公衆浴場を使用する場合																																																																																																																																																													
30mm	2,200円	第1段	第2段	第3段																																																																																																																																																											
40mm	4,200円	1立方メートルから200立方メートルまで6,600円	201立方メートルから500立方メートルまで1立方メートルにつき162円	501立方メートルから1立方メートルにつき202円																																																																																																																																																											
50mm	9,400円																																																																																																																																																														
75mm	20,000円																																																																																																																																																														
100mm	39,000円																																																																																																																																																														
150mm	107,000円																																																																																																																																																														
200mm	211,000円																																																																																																																																																														
250mm	377,000円																																																																																																																																																														
量水器口径及び用途	基本料金(1箇月につき)	従量料金																																																																																																																																																													
		第1段	第2段	第3段	第4段																																																																																																																																																										
20ミリメートル以下	510円	7立方メートルまで700円	11立方メートル以上20立方メートルまで	21立方メートル以上30立方メートルまで	31立方メートル以上1立方メートルにつき188円																																																																																																																																																										
25ミリメートル	1,500円	ただし家事用(専用給水装置)に使用する場合	1立方メートルにつき135円	1立方メートルにつき162円																																																																																																																																																											
40ミリメートル	10,000円	7立方メートルまで																																																																																																																																																													
50ミリメートル	21,000円	7立方メートル以上10立方メートルまで																																																																																																																																																													
75ミリメートル	49,000円	8立方メートル以上10立方メートルまで																																																																																																																																																													
100ミリメートル	110,000円	1立方メートルにつき100円																																																																																																																																																													
150ミリメートル	260,000円																																																																																																																																																														
200ミリメートル	400,000円																																																																																																																																																														
家事用(連用・共用給水装置)	量水器口径25ミリメートルをこえる場合は25ミリメートルの基本料金	7立方メートルまで 8立方メートル以上 1立方メートルにつき	470円 135円																																																																																																																																																												
湯屋用	各口径の基本料金	100立方メートルまで 101立方メートル以上 1立方メートルにつき	4,000円 70円																																																																																																																																																												
船舶用臨時用特別用	各口径の基本料金	1立方メートルにつき	350円																																																																																																																																																												
根拠法令等		根拠法令等																																																																																																																																																													
徳山市水道事業給水条例 徳山市水道事業給水条例施行規則		新南陽市水道事業水道料金手数料等に関する条例																																																																																																																																																													



事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	水道	中項目	水道事業	小項目	経理・営業
事業名	水道料金の算定方法(上水道料金)			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	水道	分科会名	水道	コード	
問題点	対応策			調整案	
<p>各市とも料金体系及び単価に違いがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 徳山市 = 口径別</li> <li>➢ 新南陽市 = 口径別・用途別</li> </ul>	<p>料金について</p> <p>水道事業は、住民生活の基本となる「水」を安全にかつ安定して供給するサービスであり、そのサービスに対する受益者負担(対価)としての水道料金収入を主な財源として、独立採算方式により経営される公営企業である。</p> <p>また、簡易水道を含め水道事業は、水道法の規定により事業計画等を明らかにして事業認可を受けて行う事業でもある。</p> <p>2市の水道事業料金については、様々な事情から料金等が異なり、簡易水道により事業を行っている2町を含め横並びに考えた場合、住民にかかる負担にはかなりの格差がある。しかし、事業の効率的経営を前提とすれば、水道料金は、原則的には給水に要する原価を補うものでなければならず、また、サービスや既存の施設の維持及び将来の施設拡充強化のためのものでもあることから、一般的に考えれば住民負担の公平を図る意味からも、市内同一料金に統一することを基本としたうえで、以下のような対応策が考えられる。</p> <p>水道料金は、新市における給水需要予測や施設計画等を前提とし、新たな財政計画等に基づき総括原価方式により決定されるものであり、合併時において将来の計画等を立てないで料金を統一することは水道の経営上困難であるが、料金については将来的に統一を図ることが望ましいことから、合併時には各市町の現行料金とするが、新市における基本計画策定後、新市における上水道事業の事業認可を受けたうえで、財政計画等を基に統一の新たな料金を決定する。</p> <p>対応調整案・・・「5.新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。」</p> <p>合併時には上水道料金の統一を図ることが好ましいため、現状の財政計画等を基に新料金を設定する。</p> <p>対応調整案・・・「3.新たな制度を創設する。」</p> <p>合併時には上水道料金の統一を図ることが好ましいため、現状の財政計画等を基に新料金を設定するが、合併後新しい財政計画等を基に料金改定の手続きを行う。</p> <p>対応調整案・・・「3.新たな制度を創設する。」</p> <p>料金改定手続きの流れ 水道財政計画及び施設計画の策定 料金改定</p> <p>料金体系について 料金体系については、料金と同様、当面は現行どおりとするが、新市移行後の料金改定時に口径別料金体系に統一する。</p> <p>なお、料金体系については、徳山市が実施しているような口径別料金体系が主流となりつつある。</p>			<p>料金について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</li> <li>( ) 2. ( ) の例により調整する。</li> <li>( ) 3. 新たに制度等を創設する。</li> <li>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</li> <li>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</li> <li>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</li> <li>( ) 7. その他 ( )</li> </ul> <p>料金体系について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</li> <li>( ) 2. ( ) の例により調整する。</li> <li>( ) 3. 新たに制度等を創設する。</li> <li>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</li> <li>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</li> <li>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</li> <li>( ) 7. その他 ( )</li> </ul>	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	水道	中項目	水道事業	小項目	経理・営業																																																																																																																																																																																																				
事業名	水道料金の算定方法(簡易水道料金)			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い																																																																																																																																																																																																				
専門部会名	水道	分科会名	水道	コード																																																																																																																																																																																																					
<b>現</b>			<b>況</b>																																																																																																																																																																																																						
<b>徳山市</b>		<b>新南陽市</b>		<b>熊毛町</b>																																																																																																																																																																																																					
<p>1. 水道料金の支払い義務 水道料金は、給水装置の使用者又は総代人から徴収する 共用給水装置による水道料金は、総代人から徴収する 共用給水装置によって水道を使用する者は、水道料金の納入について連帯責任を負う</p> <p>2. 水道料金は次表による基本料金と従量料金の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。(1円未満の端数は切り捨てる)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="6">水道料金(1ヶ月につき)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="4">従量料金</th> </tr> <tr> <th>量水器口径</th> <th>金額</th> <th>第1段</th> <th>第2段</th> <th>第3段</th> <th>第4段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>660円</td> <td>1立方メートルから10立方メートルまで</td> <td>11立方メートルから20立方メートルまで</td> <td>21立方メートルから30立方メートルまで</td> <td>31立方メートルから1立方メートルにつき231円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>1,100円</td> <td>1立方メートルにつき68円</td> <td>1立方メートルにつき162円</td> <td>1立方メートルにつき202円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>1,500円</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">公衆浴場を使用する場合</td> </tr> <tr> <td>30mm</td> <td>2,200円</td> <td>第1段</td> <td>第2段</td> <td>第3段</td> <td></td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>4,200円</td> <td>1立方メートルから200立方メートルまで6,600円</td> <td>201立方メートルから500立方メートルまで1立方メートルにつき162円</td> <td>501立方メートルから1立方メートルにつき202円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>9,400円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>20,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>100mm</td> <td>39,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>150mm</td> <td>107,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>200mm</td> <td>211,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>250mm</td> <td>377,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◆ 共用給水装置の従量料金は、各世帯の使用水量を均等とみなし、各世帯ごとに計算する。 ◆ 給水装置から受水して2世帯以上で使用する場合の水道料金の計算方法は前項に準じて別に定める。 上記の計算方法 ・給水量は、局の設置した量水器により計量する ・基本料金は、局の設置した量水器の口径により計算する ・従量料金は、各世帯の使用水量を均等とみなして計算する ただし、公営住宅及び管理者が特に認めた住宅等については各世帯ごとに水道料金を計算することができる。</p> <p>(水道事業・簡易水道事業共通)</p> <p>【平成10年6月改定】 消費税に係る改定は除く。以下同じ</p>		水道料金(1ヶ月につき)						基本料金		従量料金				量水器口径	金額	第1段	第2段	第3段	第4段	13mm	660円	1立方メートルから10立方メートルまで	11立方メートルから20立方メートルまで	21立方メートルから30立方メートルまで	31立方メートルから1立方メートルにつき231円	20mm	1,100円	1立方メートルにつき68円	1立方メートルにつき162円	1立方メートルにつき202円		25mm	1,500円	公衆浴場を使用する場合				30mm	2,200円	第1段	第2段	第3段		40mm	4,200円	1立方メートルから200立方メートルまで6,600円	201立方メートルから500立方メートルまで1立方メートルにつき162円	501立方メートルから1立方メートルにつき202円		50mm	9,400円					75mm	20,000円					100mm	39,000円					150mm	107,000円					200mm	211,000円					250mm	377,000円					<p>1. 水道料金 水道料金は、次表の基本料金と従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額とする。(1円未満の端数は切り捨てる)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">量水器口径及び用途</th> <th rowspan="2">基本料金(1箇月につき)</th> <th colspan="4">従量料金</th> </tr> <tr> <th>第1段</th> <th>第2段</th> <th>第3段</th> <th>第4段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20ミリメートル以下</td> <td>510円</td> <td>7立方メートルまで700円</td> <td>11立方メートル以上20立方メートルまで</td> <td>21立方メートル以上30立方メートルまで</td> <td>31立方メートル以上1立方メートルにつき188円</td> </tr> <tr> <td>25ミリメートル</td> <td>1,500円</td> <td>ただし家事用(専用給水装置)に使用する場合</td> <td>1立方メートルにつき135円</td> <td>1立方メートルにつき162円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>40ミリメートル</td> <td>10,000円</td> <td>7立方メートルまで470円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>50ミリメートル</td> <td>21,000円</td> <td>8立方メートル以上10立方メートルまで</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>75ミリメートル</td> <td>49,000円</td> <td>1立方メートルにつき100円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>100ミリメートル</td> <td>110,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>上記にかかわらず、連用給水装置(家事用)、臨時用を使用する場合は、次の料金とする。ただし、連用給水装置(家事用)の所有者から家事用(専用給水装置)扱いの申し出があった場合において、市長が認めたときは、上欄の料金を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4">簡易水道</th> </tr> <tr> <th>用途</th> <th>量水器口径</th> <th>基本料金</th> <th>従量料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家事用(連用給水装置)</td> <td>25ミリメートルをこえる場合は25ミリメートルの基本料金</td> <td></td> <td>7立方メートルまで470円 8立方メートル以上1立方メートルにつき135円</td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td>各口径の基本料金</td> <td></td> <td>1立方メートルにつき350円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【平成9年4月改定】</p>		量水器口径及び用途	基本料金(1箇月につき)	従量料金				第1段	第2段	第3段	第4段	20ミリメートル以下	510円	7立方メートルまで700円	11立方メートル以上20立方メートルまで	21立方メートル以上30立方メートルまで	31立方メートル以上1立方メートルにつき188円	25ミリメートル	1,500円	ただし家事用(専用給水装置)に使用する場合	1立方メートルにつき135円	1立方メートルにつき162円		40ミリメートル	10,000円	7立方メートルまで470円				50ミリメートル	21,000円	8立方メートル以上10立方メートルまで				75ミリメートル	49,000円	1立方メートルにつき100円				100ミリメートル	110,000円					簡易水道				用途	量水器口径	基本料金	従量料金	家事用(連用給水装置)	25ミリメートルをこえる場合は25ミリメートルの基本料金		7立方メートルまで470円 8立方メートル以上1立方メートルにつき135円	臨時用	各口径の基本料金		1立方メートルにつき350円	<p>1. 水道料金の支払い義務 ◆ 水道料金は水道の使用者から徴収する ◆ 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負う</p> <p>2. 水道料金の額は、次表に定めるところにより算出した基本料金と超過料金とを合算した額に100分の105を乗じて得た額とする。(1円未満の端数は切り捨てる)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途</th> <th colspan="2">基本料金 (2箇月につき・20立方メートルまで)</th> <th rowspan="2">超過料金 (1立方メートルあたり)</th> </tr> <tr> <th>口径</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般 (集合住宅を含む)</td> <td>口径20mm以下</td> <td>1,974円</td> <td rowspan="2">99円</td> </tr> <tr> <td>口径20mmを超えるとき</td> <td>2,702円</td> </tr> <tr> <td>臨時用水</td> <td colspan="2">1立方メートルあたり</td> <td>176円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【平成10年4月改定】</p> <p style="text-align: center;"><b>根 拠 法 令 等</b></p> <p>熊毛町簡易水道給水条例</p> <p style="text-align: center;"><b>鹿 野 町</b></p> <p>1. 水道料金の支払い義務 ◆ 水道料金は水道の使用者から徴収する</p> <p>2. 水道料金は次表のとおりとする</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">給水種別</th> <th colspan="2">1ヶ月の基本水量及び金額</th> <th colspan="2">超過水量及び金額</th> </tr> <tr> <th>水量</th> <th>金額</th> <th>水量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家事用栓 家事共用栓</td> <td>10立方メートル</td> <td>945円</td> <td>1立方メートル当り</td> <td>105円</td> </tr> <tr> <td>営業用栓</td> <td>20立方メートル</td> <td>2,015円</td> <td>1立方メートル当り</td> <td>125円</td> </tr> <tr> <td>学校用栓</td> <td>20立方メートル</td> <td>945円</td> <td>1立方メートル当り</td> <td>105円</td> </tr> <tr> <td>臨時用栓</td> <td>10立方メートル</td> <td>2,015円</td> <td>1立方メートル当り</td> <td>230円</td> </tr> <tr> <td>消火栓</td> <td colspan="4">無料とする。ただし、消火栓の演習用は1回1栓につき5分(5分未満は5分)ごと240円とする</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">上記金額は100分の105を乗じた後の額</p> <p>【昭和62年10月改定】</p> <p style="text-align: center;"><b>根 拠 法 令 等</b></p> <p>鹿野町給水条例</p>		用途	基本料金 (2箇月につき・20立方メートルまで)		超過料金 (1立方メートルあたり)	口径	金額	一般 (集合住宅を含む)	口径20mm以下	1,974円	99円	口径20mmを超えるとき	2,702円	臨時用水	1立方メートルあたり		176円	給水種別	1ヶ月の基本水量及び金額		超過水量及び金額		水量	金額	水量	金額	家事用栓 家事共用栓	10立方メートル	945円	1立方メートル当り	105円	営業用栓	20立方メートル	2,015円	1立方メートル当り	125円	学校用栓	20立方メートル	945円	1立方メートル当り	105円	臨時用栓	10立方メートル	2,015円	1立方メートル当り	230円	消火栓	無料とする。ただし、消火栓の演習用は1回1栓につき5分(5分未満は5分)ごと240円とする			
水道料金(1ヶ月につき)																																																																																																																																																																																																									
基本料金		従量料金																																																																																																																																																																																																							
量水器口径	金額	第1段	第2段	第3段	第4段																																																																																																																																																																																																				
13mm	660円	1立方メートルから10立方メートルまで	11立方メートルから20立方メートルまで	21立方メートルから30立方メートルまで	31立方メートルから1立方メートルにつき231円																																																																																																																																																																																																				
20mm	1,100円	1立方メートルにつき68円	1立方メートルにつき162円	1立方メートルにつき202円																																																																																																																																																																																																					
25mm	1,500円	公衆浴場を使用する場合																																																																																																																																																																																																							
30mm	2,200円	第1段	第2段	第3段																																																																																																																																																																																																					
40mm	4,200円	1立方メートルから200立方メートルまで6,600円	201立方メートルから500立方メートルまで1立方メートルにつき162円	501立方メートルから1立方メートルにつき202円																																																																																																																																																																																																					
50mm	9,400円																																																																																																																																																																																																								
75mm	20,000円																																																																																																																																																																																																								
100mm	39,000円																																																																																																																																																																																																								
150mm	107,000円																																																																																																																																																																																																								
200mm	211,000円																																																																																																																																																																																																								
250mm	377,000円																																																																																																																																																																																																								
量水器口径及び用途	基本料金(1箇月につき)	従量料金																																																																																																																																																																																																							
		第1段	第2段	第3段	第4段																																																																																																																																																																																																				
20ミリメートル以下	510円	7立方メートルまで700円	11立方メートル以上20立方メートルまで	21立方メートル以上30立方メートルまで	31立方メートル以上1立方メートルにつき188円																																																																																																																																																																																																				
25ミリメートル	1,500円	ただし家事用(専用給水装置)に使用する場合	1立方メートルにつき135円	1立方メートルにつき162円																																																																																																																																																																																																					
40ミリメートル	10,000円	7立方メートルまで470円																																																																																																																																																																																																							
50ミリメートル	21,000円	8立方メートル以上10立方メートルまで																																																																																																																																																																																																							
75ミリメートル	49,000円	1立方メートルにつき100円																																																																																																																																																																																																							
100ミリメートル	110,000円																																																																																																																																																																																																								
簡易水道																																																																																																																																																																																																									
用途	量水器口径	基本料金	従量料金																																																																																																																																																																																																						
家事用(連用給水装置)	25ミリメートルをこえる場合は25ミリメートルの基本料金		7立方メートルまで470円 8立方メートル以上1立方メートルにつき135円																																																																																																																																																																																																						
臨時用	各口径の基本料金		1立方メートルにつき350円																																																																																																																																																																																																						
用途	基本料金 (2箇月につき・20立方メートルまで)		超過料金 (1立方メートルあたり)																																																																																																																																																																																																						
	口径	金額																																																																																																																																																																																																							
一般 (集合住宅を含む)	口径20mm以下	1,974円	99円																																																																																																																																																																																																						
	口径20mmを超えるとき	2,702円																																																																																																																																																																																																							
臨時用水	1立方メートルあたり		176円																																																																																																																																																																																																						
給水種別	1ヶ月の基本水量及び金額		超過水量及び金額																																																																																																																																																																																																						
	水量	金額	水量	金額																																																																																																																																																																																																					
家事用栓 家事共用栓	10立方メートル	945円	1立方メートル当り	105円																																																																																																																																																																																																					
営業用栓	20立方メートル	2,015円	1立方メートル当り	125円																																																																																																																																																																																																					
学校用栓	20立方メートル	945円	1立方メートル当り	105円																																																																																																																																																																																																					
臨時用栓	10立方メートル	2,015円	1立方メートル当り	230円																																																																																																																																																																																																					
消火栓	無料とする。ただし、消火栓の演習用は1回1栓につき5分(5分未満は5分)ごと240円とする																																																																																																																																																																																																								
徳山市水道事業給水条例 徳山市水道事業給水条例施行規則		新南陽市水道事業水道料金手数料等に関する条例 新南陽市米光簡易水道事業給水条例		鹿野町給水条例																																																																																																																																																																																																					

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	水道	中項目	水道事業	小項目	経理・営業
事業名	水道料金の算定方法(簡易水道料金)			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	水道	分科会名	水道	コード	
問題点		対応策		調整案	
<p>1. 簡易水道事業の管理方法に違いがある</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>徳山市 = 水道局管理</li> <li>新南陽市、熊毛町、鹿野町 = 市(町)長部局管理</li> </ul> <p>2. 各市町とも料金体系及び単価に違いがある。 (ただし、水道事業も行っている2市については、水道事業との間に料金の差異はない)</p> <p>徳山市 = 口径別 新南陽市、熊毛町 = 口径別・用途別 鹿野町 = 用途別</p>		<p>1. 事業について</p> <p>2市2町には平成14年度現在20ヶ所の簡易水道施設が設置されているが、それぞれの設置場所が離れている等の地理的条件により同一事業とすることは困難であり、現状どおり、各事業ごとに運営を行わざるを得ないと思われる。管理面については、水道局が管理しているところと、市町長部局で管理しているところがあるが、上水道事業と簡易水道事業の間に特別の差異を設ける必要がないこと、及び、住民の利便性等を考慮し法適用した場合は、水道局により行うことが適当と思われる。</p> <p>2. 料金について</p> <p>水道事業企業会計(法適用)と簡易水道事業特別会計(法非適用)と各市町の会計処理が異なっている。したがって、料金も当然異なってくる。簡易水道事業は、自然条件等により建設改良費が割高のため、資本費及び給水原価に大きく影響するため、採算性を維持するため一般会計からの負担で賄っている。新市において現状のまま、それぞれの給水区域で事業を行った場合、給水人口の多寡による給水量の相違等により、簡易水道事業ごとの給水原価に相当の差異が生じる。従って、受益者負担の原則をそのまま適用することは困難である。そのためにも一定の公費負担が必要となる。新市になれば、簡易水道事業、上水道事業と事業が異なっても、水道事業として統一し、料金も統一料金にすることに努めるべきである。簡易水道料金については、新市において、同一の供給サービスを受けるならば、上水道料金との統一を図ることが望ましいが、それぞれの地域特性を考慮するならば、合併時においては、現行料金体系を維持する。その後、段階的に法適用していきながら、上水道事業における料金改定時に併せ同一の料金に移行していく。簡易水道料金については、上水道料金との統一を図ることが望ましいことから、合併時においては現行料金とするが、法適用する時に併せ上水道料金の統一料金に改定する。</p> <p>3. 料金体系について</p> <p>それぞれの地域特性をもっているため、現行のまま、それぞれの地域の簡易水道事業を存続させる。料金体系も現行を存続する。上水道、簡易水道と性格が違って、供給サービスに違いはないため、上水道事業と同様、当面は現行どおりとするが、法適用した時は口径別料金体系に統一する。ただし、法適用しない場合は現行どおりとする。それぞれの簡易水道事業(非適用)については、それぞれで値上げの要因が発生し料金改定した際に口径別料金体系にする。 ( と の対応策にて調整する。 )</p>		<p>事業について</p> <p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. ( ) の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。 ( ) 7. その他 ( )</p> <p>料金について</p> <p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. ( ) の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。 ( ) 7. その他 ( )</p> <p>料金体系について</p> <p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. ( ) の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。 ( ) 7. その他 ( )</p>	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	水道	中項目	水道事業	小項目	経理・営業																																															
事業名	水道料金の算定・収納			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い																																															
専門部会名	水道	分科会名	水道	コード																																																
現			況																																																	
徳山市		新南陽市		熊毛町																																																
<p>1. 水道料金・使用水量の算定 水道料金は2ヶ月分を1期分として算定する。 (算定区分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>第1期</th> <th>第2期</th> <th>第3期</th> <th>第4期</th> <th>第5期</th> <th>第6期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A地区</td> <td>3月</td> <td>5月</td> <td>7月</td> <td>9月</td> <td>11月</td> <td>1月</td> </tr> <tr> <td>4月</td> <td>6月</td> <td>8月</td> <td>10月</td> <td>12月</td> <td>2月</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B地区</td> <td>4月</td> <td>6月</td> <td>8月</td> <td>10月</td> <td>12月</td> <td>2月</td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>7月</td> <td>9月</td> <td>11月</td> <td>1月</td> <td>3月</td> </tr> </tbody> </table> <p>A地区 = 東川以東の地区 B地区 = 東川以西の地区(管理者が別に定める大口需要者及び簡易水道地区を含む。)</p> <p>水道料金は、毎期の定例日に量水器の点検を行いその日の属する期分として算定する。</p> <p>2. 水量の認定をする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>量水器に異常があったとき</li> <li>その他使用水量が不明のとき</li> </ul> <p>使用水量の認定は、当該認定事由の発生前2期又は前年同一時期の実績によるものとする。ただし、実績がない場合は、日割計算等による実態見積量による。</p> <p>3. 使用水量の通知 量水器を検針したときは、使用量を水道使用量通知書により水道使用者に通知する。</p> <p>4. 水道料金の徴収方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>納付書による納入</li> <li>口座振替による納入</li> </ul> <p>5. 水道料金の納期 納入通知書による場合 = 毎期定例日の属する月の翌月25日まで 口座振替による場合 = 翌月15日 給水装置の使用を中止又は廃止した場合はその都度徴収する。</p> <p>6. 料金の調整 料金の納入後、その料金に誤りを発見したときは、納入者の同意を得て次回において調整することができる。</p>			第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	A地区	3月	5月	7月	9月	11月	1月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	B地区	4月	6月	8月	10月	12月	2月	5月	7月	9月	11月	1月	3月	<p>1. 水道料金・使用水量の算定区分 使用水量は、毎月、定日に量水器を点検して計算する。ただし、1立方メートル未満の端数については、翌月に繰り越して計算する。 前月の点検日から当月の検針日までの期間に使用した水量を当月分とする。ただし、管理者の指定する多量使用者の使用水量は、管理者と使用者との契約により定めた水量を当月分とする。 検針定例日 上水道 = 1日2日、3日4日、5日6日、7日8日、9日10日、11日12日、13日14日、15日16日(地区の詳細は新南陽市水道事業水道料金手数料等に関する条例施行規則による)  簡水 = 15日16日</p> <p>2. 使用水量及び用途の認定をする場合 量水器の故障により、指示量に異常があると認めるときは、過去の実績、その他の事情を勘案して使用水量を管理者が認定する。 過去の実績とは、量水器の故障が発生したと思われる月の前3ヶ月間の平均使用水量とする。</p> <p>3. 使用水量の通知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>量水器を点検したときは、当月分使用水量を記載した水量使用量通知書を使用者の認知しやすい方法で交付する。</li> <li>使用者は、量水器点検に立ち会わないという理由で、水道使用量通知書に記載された使用水量に異議を申し立てることはできない。</li> <li>使用者は、水道使用量通知書に記載された使用水量に疑義があるときは、すみやかにその旨を届け出る。</li> </ul> <p>4. 水道料金の徴収方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>納入通知書による納入</li> <li>集金による納入(上水道のみ)</li> <li>口座振替による納入</li> </ul> <p>5. 水道料金の納期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>納付書による納入 = 翌月末日</li> <li>口座振替による納入 = 翌月15日</li> </ul>		<p>1. 水道料金・使用水量の算定 使用水量は、量水器の検針により算定する。検針は隔月検針とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>12</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 使用水量の認定 やむを得ない事情がある場合は検針をせずに使用水量を認定することができる。 隔月検針にかかるものは、当該期直前2回の検針に基づき当該期分の使用水量を認定する。 この場合、次期の定期検針に基づき当該使用水量について精算を行なうものとする。この場合において、当該検針に係る指示水量から前期の認定水量を減じた水量が負の値となったときは、当該負水量に係る超過料金は、還付金として還付する。 なお、還付金を還付したものに係る当期の料金については、基本料金のみとする。 随時検針に係るものは、統計資料その他客観的妥当性のある資料に基づき当該期分の使用水量を認定する。</p> <p>3. 水道料金の徴収方法 料金の徴収は次の方法による (1) 隔月検針に係る料金 = 2箇月に1回 (2) 随時検針に係る料金 = 随時 納付方法 ・納入通知書による納入 ・口座振替による納入</p> <p>4. 水道料金の納期 納入通知書による場合 = 検針日の翌月末日 口座振替による場合 = 検針日の翌月末日</p>		期	1	2	3	4	5	6	月	4	6	8	10	12	2
	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期																																														
A地区	3月	5月	7月	9月	11月	1月																																														
	4月	6月	8月	10月	12月	2月																																														
B地区	4月	6月	8月	10月	12月	2月																																														
	5月	7月	9月	11月	1月	3月																																														
期	1	2	3	4	5	6																																														
月	4	6	8	10	12	2																																														
根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等																																																
徳山市水道事業給水条例 徳山市水道事業給水条例施行規程		新南陽市水道事業水道料金手数料等に関する条例、新南陽市水道料金手数料等に関する条例施行規則、新南陽市水道事業給水規則、新南陽市水道事業給水規則施行規程、新南陽市米光簡易水道事業給水条例、新南陽市米光簡易水道事業給水条例施行規則		熊毛町簡易水道給水条例																																																

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	水道	中項目	水道事業	小項目	経理・営業
事業名	水道料金の算定・収納			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	水道	分科会名	水道	コード	
現況		分		析	
鹿野町		問題点		調整案	
<p>1. 水道料金・使用水量の算定 水道料金は、定例日にメーターの点検を行い、その計量した使用水量をもって定例日の属する月分として算定する。</p> <p>2. 水量及び用途の認定をする場合 ・メーターに異常があったとき。 ・使用水量が不明のとき。 ・その他町長が必要と認めるとき。</p> <p>認定方法：過去3ヶ月又は前年同期における使用水量による</p> <p>3. 水道料金の徴収方法 料金は、納入通知書により毎月徴収する。(口座振替も可) 水道の使用を止めた場合であっても、届出がない場合は料金を徴収する。 ・納入通知書による納入 ・口座振替による納入</p> <p>4. 水道料金の納期 納入通知書による場合＝検針日の翌月末日 口座振替による場合＝検針日の翌月末日</p>		<p>・水道料金の算定を2ヶ月ごとに行うところと1ヶ月ごとに行うところがある。 1ヶ月＝新南陽市、鹿野町 2ヶ月＝徳山市、熊毛町</p> <p>・水量の認定方法が相違する。</p> <p>・納期が相違する。</p>		<p>料金の算定について</p> <p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. ( ) の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。 ( ) 7. その他( )</p> <p>水量の認定について</p> <p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. 徳山市の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。 ( ) 7. その他( )</p> <p>納期について</p> <p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. 熊毛町、鹿野町の例により調整する。 ただし、口座振替に係る部分についても同様とするが、取扱金融機関との協議により変更される場合がある。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。 ( ) 7. その他( )</p>	
根拠法令等		対応策			
鹿野町給水条例 鹿野町給水条例施行規則					

事務一元化現況・分析調書

大項目	水道	中項目	水道事業	小項目	経理・営業																																				
事業名	水道加入金			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い																																				
専門部会名	水道	分科会名	水道	コード																																					
現 況				分 析																																					
水道加入金・分担金				問 題 点																																					
加入金・分担金等				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上水道事業については2市とも徴収しているが、それぞれ額が相違している。</li> <li>・ 簡易水道事業については徳山市、新南陽市及び熊毛町は徴収しているが額が相違している。鹿野町については徴収していない。</li> </ul>																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>徳山市 (上水・簡水)</th> <th>新南陽市 (上水・簡水)</th> <th>熊毛町 (簡水)</th> <th>鹿野町 (簡水)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水量器口径</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13mm</td> <td>40,000円</td> <td>50,000円</td> <td rowspan="8">6,000円</td> <td rowspan="8">なし</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>60,000円</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>150,000円</td> <td>90,000円</td> </tr> <tr> <td>30mm</td> <td>270,000円</td> <td>*****</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>450,000円</td> <td>310,000円</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>800,000円</td> <td>557,000円</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>2,000,000円</td> <td>1,619,000円</td> </tr> <tr> <td>100mm</td> <td>管理者が別に定める</td> <td>管理者が別に定める</td> </tr> </tbody> </table>				市町名	徳山市 (上水・簡水)	新南陽市 (上水・簡水)	熊毛町 (簡水)	鹿野町 (簡水)	水量器口径					13mm	40,000円	50,000円	6,000円	なし	20mm	60,000円	50,000円	25mm	150,000円	90,000円	30mm	270,000円	*****	40mm	450,000円	310,000円	50mm	800,000円	557,000円	75mm	2,000,000円	1,619,000円	100mm	管理者が別に定める	管理者が別に定める	対 応 策	
市町名	徳山市 (上水・簡水)	新南陽市 (上水・簡水)	熊毛町 (簡水)	鹿野町 (簡水)																																					
水量器口径																																									
13mm	40,000円	50,000円	6,000円	なし																																					
20mm	60,000円	50,000円																																							
25mm	150,000円	90,000円																																							
30mm	270,000円	*****																																							
40mm	450,000円	310,000円																																							
50mm	800,000円	557,000円																																							
75mm	2,000,000円	1,619,000円																																							
100mm	管理者が別に定める	管理者が別に定める																																							
<p>加入金については、新旧需要者間の負担の公平や水道財政基盤の強化を目的としており、水道料金同様貴重な収入源となっているが、利用者からの料金等の収入で運営を行っている水道事業にとって、この加入金を廃止した場合、水道料金に影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>また、これまで既加入者が負担してきた経費等に関する負担を、新規加入者にも求めるという意味からいえば、加入金徴収については必要であり、水道事業に関しては2市とも、簡易水道事業については鹿野町を除き、これまで新規加入者については徴収してきているため、今後の加入者との間に不公平が生じるおそれがある。</p> <p>なお、本制度については新規加入者や、口径を大きくする場合に徴収するものであり、現在の水道加入者には直接負担が増すことはない。</p> <p>対応策としては次のとおり</p> <p>加入金は徴収しない。ただし、料金改定時に料金に加算して徴収する。</p> <p>法適用事業の料金統一時に、上水道事業のみ徴収する。</p> <p>当分の間は現行どおりとするが、合併後の法適用水道事業の料金改定時に上水道及び簡易水道事業で徴収する。</p>				調 整 案																																					
<p>加入金等は、上記金額に100分の105を乗じて得た額となる。</p>				<ul style="list-style-type: none"> <li>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</li> <li>( ) 2. ( ) の例により調整する。</li> <li>( ) 3. 新たに制度等を創設する。</li> <li>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</li> <li>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</li> <li>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</li> <li>( ) 7. その他 ( )</li> </ul>																																					
根 拠 法 令 等																																									
徳山市水道事業給水条例、新南陽市水道事業水道料金手数料等に関する条例、熊毛町簡易水道給水条例、鹿野町給水条例																																									

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	水道	中項目	水道事業	小項目	経理・営業
事業名	水道に関する手数料			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	水道	分科会名	水道	コード	

現況

区分	徳山市		新南陽市		熊毛町	鹿野町
指定給水装置工事業業者申請手数料	申込みのとき 10,000円		申込みのとき 10,000円		申込みのとき 15,000円	申込みのとき 10,000円
工事設計手数料	設計完了のとき		申込みのとき			
	設計金額の100分の2相当額		概算設計額の100分の3 1,000円未満の場合は1,000円			
給水装置工事現場管理手数料			概算設計額の100分の3 1,000円未満の場合は1,000円			
設計審査手数料					1件につき300円	
流末工事検査手数料	申込みのとき		申込みのとき			申込みのとき
	量水器口径	新設工事	臨時・増設・改良工事	新設	その他	設計金額（配水管より量水器まで）の100分の3 1,000円未満の場合は1,000円
	13mm	700円	350円	1,100円	550円	
	20mm	1,000円	500円	1,300円	650円	
	25mm	1,500円	750円	1,500円	750円	
	30mm	2,000円	1,000円			
	40mm	2,500円	1,250円	2,900円	1,450円	
	50mm	3,000円	1,500円	4,400円	2,200円	
	75mm	4,500円	2,250円	11,000円	5,500円	
	100mm	6,000円	3,000円	22,400円	11,200円	
	150mm	9,000円	4,500円	63,100円	31,550円	
	200mm	12,000円	6,000円	133,400円	66,700円	
私設消火栓	1,000円（専用の量水器を取り付けた場合に限る）	500円（専用の量水器を取り付けた場合に限る）	（上記手数料中、簡易水道については100mmまで）			
材料検査手数料					検査のため特別な設備を要するもの又は外注検査を要するものについてはその実費とする それ以外については、1件について500円	
給水装置工事道路占用書類作成手数料						1件につき5,500円
各種証明手数料						150円
給水装置及び水質検査手数料	特別の費用を要する場合実費		特別の費用を要する場合実費		特別の費用を要する場合実費	特別の費用を要する場合実費

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	水道	中項目	水道事業	小項目	経理・営業
事業名	水道に関する手数料			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	水道	分科会名	水道	コード	
問題点		対応策		調整案	
<p>指定給水装置工事事業者申請手数料 2市2町にあるが、熊毛町のみ金額が異なる。 熊毛町 15,000円 その他 10,000円</p> <p>工事設計手数料 水道局において工事の設計を行う場合の手数料であるが、徳山市、新南陽市 のみに規定がある。また、規定がある2市の間においても基準が異なる。</p> <p>給水装置工事現場管理手数料 新南陽市のみの規定である</p> <p>設計審査手数料 熊毛町のみの規定である。 熊毛町以外は、流末工事検査手数料の中に含まれる。</p> <p>流末工事検査手数料 熊毛町のみに規定がない。 規定がある場合もそれぞれ基準が異なる。</p> <p>材料検査手数料 熊毛町のみの制度である。</p> <p>給水装置工事道路占用書類作成手数料 鹿野町のみの制度である。</p> <p>各種証明手数料 水道料金の納付済証明書発行等に関する手数料であるが、鹿野町のみ徴収し ている。</p> <p>給水装置及び水質検査手数料 すべての市町にあり、基準も同一である。</p>		<p>指定給水装置工事事業者申請手数料 給水装置工事事業者登録に必要な手数料であり、新市においても徴収する。 金額については、10,000円に統一する。</p> <p>工事設計手数料 局において依頼を受けて工事を行うことが考えられるため、一定の手数料は 必要であり、徳山市の例により調整する。</p> <p>給水装置工事現場管理手数料 工事に関しては、一定の管理が必要であるが、その際の手数料であり、新市 においても徴収する。なお、名称は工事現場管理手数料とする。</p> <p>設計審査手数料 流末工事検査手数料の中に含むものとし、廃止する。</p> <p>流末工事検査手数料 検査を行う際の手数料であり、新市においても徴収することとするが、基本 的に負担減となるよう徳山市の例により調整する。なお、名称は給水装置工 事審査手数料とする。</p> <p>材料検査手数料 廃止する。</p> <p>給水装置工事道路占用書類作成手数料 廃止する。</p> <p>各種証明手数料 廃止する。</p> <p>給水装置及び水質検査手数料 特別な場合の規定であり、また、基準も同一であるため、現行のまま新市に 引き継ぐ。</p>		<p>調整案 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 2. ( )の例により調整する。 3. 新たに制度等を創設する。 4. 新市移行後、速やかに調整する。 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 6. 廃止の方向で検討する。 7. その他( )</p> <p>~~~~~</p> <p>各項目に関する調整案</p> <p>指定給水装置工事事業者申請手数料 2. 徳山市、新南陽市、鹿野町の例により調整する。</p> <p>工事設計手数料 2. 徳山市の例により調整する。</p> <p>給水装置工事現場管理手数料 2. 新南陽市の例により調整する。 ただし、名称は工事現場管理手数料とする。</p> <p>設計審査手数料 6. 廃止の方向で検討する</p> <p>流末工事検査手数料 2. 徳山市の例により調整する。 ただし、名称は給水装置工事審査手数料とする。</p> <p>材料検査手数料 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>給水装置工事道路占用書類作成手数料 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>各種証明手数料 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>給水装置及び水質検査手数料 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>	



事務一元化現況・分析調書

大項目	水道	中項目	給水施設	小項目	給水施設の状況
事業名	給水施設給水使用料			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	水道	分科会名	水道	コード	

現況

1. 目的
2. 使用料の支払い義務  
熊毛町簡易水道給水条例と同じ。ただし、共用給水装置の規定はない。
3. 検針  
熊毛町簡易水道給水条例と同じ。
4. 使用水量の認定  
熊毛町簡易水道給水条例と同じ。
5. 使用料  
熊毛町簡易水道給水条例と同じ。ただし、用途については一般のみ。
6. 給水開始又は中止等における使用料  
熊毛町簡易水道給水条例と同じ。
7. 使用料の納期  
熊毛町簡易水道給水条例と同じ。
8. 使用料の徴収方法  
熊毛町簡易水道給水条例と同じ。ただし、口座振替の規定はない。
9. 使用料の軽減又は免除  
熊毛町簡易水道給水条例と同じ。ただし、手数料については本条例に手数料の定めがないため、規定なし。
10. 量水器の故障  
量水器の故障により、指示量に異常があると認めるときは、過去の実績その他の事情を勘案して使用水量を管理者が認定する。
11. 違反処分  
使用料を納入すべき督促期限内に納入しないときは、その納入を終わるまで給水を停止する。
12. 過料  
故意に給水装置若しくは量水器の機能に損害を与え、又はその他の方法により使用料の徴収を不正に免れ、又は免れようとしたときは、5日以内に給水を停止するとともに、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（その金額が100円に満たない場合は100円）以下の過料に処する。

根拠法令等

熊毛町給水事業使用料条例

分析

問題点	対応策	調整案
<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊毛町の一部地域における事業であり、料金等については熊毛町簡易水道の例により行われている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道法の適用を受けない小規模給水施設であり、単独で運用を行うほかないと考えられるが、料金については、熊毛町簡易水道料金と同一であり、新市においても料金に格差をつける理由がないことから、簡易水道事業の調整案と同じとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</li> <li>( ) 2. ( ) の例により調整する。</li> <li>( ) 3. 新たに制度等を創設する。</li> <li>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</li> <li>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</li> <li>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</li> <li>( ) 7. その他( )</li> </ul>

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	水道	中項目	水道事業	小項目	工務
事業名	給水装置工事業者の指定			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	水道	分科会名	水道	コード	
<b>現 況</b>					
<b>徳 山 市</b>		<b>新 南 陽 市</b>		<b>熊 毛 町</b>	
1. 目的 2. 用語の定義 工事の内容 給水措置の新設 「 C繕又は撤去の工事 3. 業眠 yリ,ネヒI R 4. 指定の申請 ◆ 給水装置工事業を行う者の申請により行う ◆ 指定を受けようとする者は申請書を管理者に挺 + x. 5. 指定の基 (1) その他 ・事業所ごとに給水装置工事主任技術者を有するげ, h " ・要件に該当する機械器具を有すること。 ・成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者。 ・水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないこと。 ・指定工事業者の指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者でないこと。 ・業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がないこと。 ・法人であって、その役員のうちに禁止事項当に該当する者がいないこと。 6. 指定工事業者証の交付 7. 変更の届出 8. 指定の取消 9. 指定の停止 10. 指定等の公示 11. 主任技術者の職務等 12. 主任技術者の選任等 13. 事業の運営に関する基準 14. 設計審査 15. 工事検査 16. 報告又は資料の提出 17. 諮問機関 18. 講習会  平成14年4月現在の給水装置工事指定業者数 83社		1 徳山市と同じ 2     " 3     " 4     " 5     " 6     " 7     " 8     " 9     " 10    " 11    " 12    " 13    " 14    " 15    " 16 主任技術者の立会い 17 報告又は資料の提出 18 諮問機関 19 講習会  平成14年4月現在の給水装置工事指定業者数 53社		新南陽市と同じ (諮問機関、講習会については規程なし)  平成14年4月現在の給水装置工事指定業者数 62社	
<b>根 拠 法 令 等</b>		<b>根 拠 法 令 等</b>		<b>根 拠 法 令 等</b>	
徳山市水道局給水工事指定事業者規程		新南陽市水道局指定給水装置工事業者規程 新南陽市米光簡易水道事業給水条例施行規則		熊毛町指定給水装置工事業者に関する規則	

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	水道	中項目	水道事業	小項目	工務
事業名	給水装置工事業者の指定			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	水道	分科会名	水道	コード	
現況		分点		析	
鹿野町		問題点		調整案	
<p>新南陽市と同じ (諮問機関の規程なし)</p> <p>平成14年4月現在の給水装置工事指定業者数 30社</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>水道工事を行う事業者の登録に関する規程であるが、水道法に基づくものであり、各市町とも基本的には同一である。</li> <li>給水装置工事業者が各市町でかなりの数重複している。(H14.4現在) (2市2町延べ登録事業者数228社【実質事業者数127社】) (2市2町のうち2市町以上への重複登録社数60社)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>( )1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</li> <li>( )2. 徳山市の例により調整する。 なお、新市発足までに各市町より指定された給水事業者については、新市においても指定給水装置工事業者となる。</li> <li>( )3. 新たに制度等を創設する。</li> <li>( )4. 新市移行後、速やかに調整する。</li> <li>( )5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</li> <li>( )6. 廃止の方向で検討する。</li> <li>( )7. その他( )</li> </ul>	
		対応策			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>各市町とも平成10年に規程の改正がなされており、内容的にはほぼ同一のものとなっているが、その中でも徳山市の規程が適当であり、これに合わせる。</li> <li>新市発足までに各市町より指定された給水装置工事業者については、新市においても特別の手続きを経ることなく指定給水事業者となる。なお、新たな手数料等も発生しない。</li> </ul>			
根拠法令等					
鹿野町指定給水装置工事業者規程					

事務一元化現況・分析調書

大項目	水道	中項目	水道事業	小項目	経理・営業
事業名	簡易水道給水装置工事補助金			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	水道	分科会名	水道	コード	
現 況				分 析	
鹿 野 町				問 題 点	
<p>1. 対象施設 給水装置工事のうち、配水管からメーターまでの給水管の布設工事で、鹿野町給水条例その他の規定に基づき施工され、町の工事検査が完了したもの。</p> <p>2. 補助基準 給水装置工事のうち、配水管からメーターまでの給水管布設工事費が20万円を超える工事、又は延長が30メートルを超える部分の工事費とする。 適用例 総工事費100万円（個人負担20万円、補助金額80万円）</p> <p>3. 補助事業承認申請 給水装置工事補助金を受けようとする者は、給水装置工事申請と同時に、補助事業承認申請を提出し、町長の承認を受けなければならない。</p> <p>4. 補助事業承認 町長は上記の申請があったときは、予算の範囲内で給水装置工事の審査と同時に補助事業審査も行ない、給水装置工事補助対象事業承認書にて申請者に通知しなければならない。</p> <p>5. 補助金交付申請 補助対象者は、鹿野町給水条例による新設工事が完了したときは、完了後1ヶ月以内に補助金交付申請書に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1) 給水装置工事の工事検査完了通知書の写し (2) 工事請負契約書の写し (3) 給水装置工事費のうち、配水管から水道メーターまでについて、町の指示による工事費の内訳がわかるもの (4) 町長が必要と認める書類</p> <p>6. 補助金交付の取消 町長は、補助対象者が次の各号の一に該当した場合には、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。 (1) 不正の手段により補助金を受けたとき (2) 補助金を他の用途に使用したとき</p> <p>7. 補助金の返還 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消にかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。</p>				<ul style="list-style-type: none"> <li>普及率向上等の観点から、配水管からメーターまでの工事費について補助金を交付する制度であるが、鹿野町のみ制度である。</li> <li>企業会計独自では本事業に係る財源確保が困難である。</li> </ul>	
				対 応 策	
				<p>普及率の向上のため必要があるため、現行のまま新市に引き継ぐ</p> <p>給水施設の布設希望がある住家が点在しており、また、布設されている配水管から住家まで相当の距離があるため、コスト等の面から配水管の延長布設が困難である等、鹿野町の地域特性から創設された制度であること等を考慮する必要があるが、水道事業としての採算面や一般会計からの財源補てんの必要性等、財政面も併せて考える必要があることから、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する</p> <p>国民皆水道の観点から、給水区域内の未普及地域においては本事業の必要性は認められ新市において給水区域の拡大等により、新たな要望があることも予想されることから、公費での布設を含め必要に応じて新たな制度を創設することを考慮しておくことが必要である。</p>	
				調 整 案	
<p>【平成10年度実績】4件：4,122千円 【平成11年度実績】2件：1,304千円 【平成12年度実績】0件：0千円 【平成13年度実績】2件：1,668千円</p>				<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. ( ) の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。 ( ) 7. その他 ( )</p>	
根 拠 法 令 等					
鹿野町給水装置工事補助金交付要綱					

徳山市、新南陽市、熊毛町は制度なし

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	住民活動	中項目	同和対策の状況	小項目	貸付事業及び各種給付の状況																																																																																																																																																																								
事業名	同和福祉援護資金貸付事業			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い																																																																																																																																																																								
専門部会名	住民部会	分科会名	同和対策分科会	コード																																																																																																																																																																									
<b>現</b>			<b>況</b>																																																																																																																																																																										
徳山市		新南陽市		熊毛町																																																																																																																																																																									
<p>1. 同和福祉援護資金貸付事業</p> <p>山口県同和福祉援護資金貸付金県費補助金交付要綱に基づいて、同和福祉援護資金の貸付けを行ってきたが、平成13年度末において貸付け事業は終了 (徳山市社会福祉協議会に委託)</p>		<p>1. 同和福祉援護資金貸付事業</p> <p>徳山市と同様に、平成13年度末において貸付け事業は終了</p>		<p>1. 同和福祉援護資金貸付事業</p> <p>徳山市と同様に、平成13年度末において貸付け事業は終了</p>																																																																																																																																																																									
<p>&lt;参考&gt;</p> <p>徳山市同和福祉援護資金貸付状況 (単位:件、千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">貸付の種類</th> <th colspan="2">貸付実績</th> <th colspan="2">12年度実績</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">修学資金</td> <td>高等学校又は高等専門学校</td> <td>15</td> <td>1,749</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大学</td> <td>38</td> <td>11,856</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>各種学校等</td> <td>5</td> <td>1,334</td> <td>2</td> <td>528</td> </tr> <tr> <td>技能習得資金</td> <td>10</td> <td>3,000</td> <td>2</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">住宅資金</td> <td>改築</td> <td>41</td> <td>58,810</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新築</td> <td>126</td> <td>372,500</td> <td>1</td> <td>4,500</td> </tr> <tr> <td>宅地取得造成</td> <td>110</td> <td>239,200</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>398</td> <td>274,060</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>743</td> <td>962,509</td> <td>5</td> <td>5,628</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(平成12年度決算)</p>		貸付の種類	貸付実績		12年度実績		件数	金額	件数	金額	修学資金	高等学校又は高等専門学校	15	1,749			大学	38	11,856			各種学校等	5	1,334	2	528	技能習得資金	10	3,000	2	600	住宅資金	改築	41	58,810			新築	126	372,500	1	4,500	宅地取得造成	110	239,200			その他	398	274,060			合計	743	962,509	5	5,628	<p>&lt;参考&gt;</p> <p>新南陽市同和福祉援護資金貸付状況 (単位:件、千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">貸付の種類</th> <th colspan="2">貸付実績</th> <th colspan="2">12年度実績</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">修学資金</td> <td>高等学校又は高等専門学校</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大学</td> <td>7</td> <td>2,232</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>各種学校等</td> <td>1</td> <td>157</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>技能習得資金</td> <td>2</td> <td>600</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">住宅資金</td> <td>改築</td> <td>19</td> <td>26,100</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新築</td> <td>22</td> <td>63,790</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宅地取得造成</td> <td>19</td> <td>36,690</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>51</td> <td>17,722</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>121</td> <td>147,291</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(平成12年度決算)</p> <p>平成12年度は貸付実績なし</p>		貸付の種類	貸付実績		12年度実績		件数	金額	件数	金額	修学資金	高等学校又は高等専門学校	-	-			大学	7	2,232			各種学校等	1	157			技能習得資金	2	600			住宅資金	改築	19	26,100			新築	22	63,790			宅地取得造成	19	36,690			その他	51	17,722			合計	121	147,291	0	0	<p>&lt;参考&gt;</p> <p>熊毛町同和福祉援護資金貸付状況 (単位:件、千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">貸付の種類</th> <th colspan="2">貸付実績</th> <th colspan="2">12年度実績</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">修学資金</td> <td>高等学校又は高等専門学校</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大学</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>各種学校等</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>技能習得資金</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">住宅資金</td> <td>改築</td> <td>40</td> <td>41,950</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新築</td> <td>32</td> <td>108,300</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宅地取得造成</td> <td>27</td> <td>63,500</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>30</td> <td>5,279</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>129</td> <td>219,029</td> <td>1</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(平成12年度決算)</p>		貸付の種類	貸付実績		12年度実績		件数	金額	件数	金額	修学資金	高等学校又は高等専門学校	-	-			大学	-	-			各種学校等	-	-			技能習得資金	-	-	1	300	住宅資金	改築	40	41,950			新築	32	108,300			宅地取得造成	27	63,500			その他	30	5,279			合計	129	219,029	1	300
貸付の種類	貸付実績		12年度実績																																																																																																																																																																										
	件数	金額	件数	金額																																																																																																																																																																									
修学資金	高等学校又は高等専門学校	15	1,749																																																																																																																																																																										
	大学	38	11,856																																																																																																																																																																										
	各種学校等	5	1,334	2	528																																																																																																																																																																								
技能習得資金	10	3,000	2	600																																																																																																																																																																									
住宅資金	改築	41	58,810																																																																																																																																																																										
	新築	126	372,500	1	4,500																																																																																																																																																																								
	宅地取得造成	110	239,200																																																																																																																																																																										
その他	398	274,060																																																																																																																																																																											
合計	743	962,509	5	5,628																																																																																																																																																																									
貸付の種類	貸付実績		12年度実績																																																																																																																																																																										
	件数	金額	件数	金額																																																																																																																																																																									
修学資金	高等学校又は高等専門学校	-	-																																																																																																																																																																										
	大学	7	2,232																																																																																																																																																																										
	各種学校等	1	157																																																																																																																																																																										
技能習得資金	2	600																																																																																																																																																																											
住宅資金	改築	19	26,100																																																																																																																																																																										
	新築	22	63,790																																																																																																																																																																										
	宅地取得造成	19	36,690																																																																																																																																																																										
その他	51	17,722																																																																																																																																																																											
合計	121	147,291	0	0																																																																																																																																																																									
貸付の種類	貸付実績		12年度実績																																																																																																																																																																										
	件数	金額	件数	金額																																																																																																																																																																									
修学資金	高等学校又は高等専門学校	-	-																																																																																																																																																																										
	大学	-	-																																																																																																																																																																										
	各種学校等	-	-																																																																																																																																																																										
技能習得資金	-	-	1	300																																																																																																																																																																									
住宅資金	改築	40	41,950																																																																																																																																																																										
	新築	32	108,300																																																																																																																																																																										
	宅地取得造成	27	63,500																																																																																																																																																																										
その他	30	5,279																																																																																																																																																																											
合計	129	219,029	1	300																																																																																																																																																																									
根拠法令等		根拠法令等		根拠法令等																																																																																																																																																																									
<p>徳山市同和福祉援護資金貸付規程 (社会福祉協議会規程) 平成14.3.31 廃止                  徳山市同和福祉援護資金貸付取扱規程 (同上) 平成14.3.31 廃止                  徳山市同和福祉援護資金貸付運営委員会規程 (同上) 平成14.3.31 廃止</p>		<p>新南陽市同和地区福祉援護資金貸付条例を廃止する条例                  新南陽市同和地区福祉援護資金貸付条例施行規則を廃止する規則                  新南陽市同和地区福祉援護資金貸付運営委員会規則を廃止する規則</p>		<p>熊毛町同和福祉援護資金貸付条例を廃止する条例                  熊毛町同和福祉援護資金貸付規則を廃止する規則</p>																																																																																																																																																																									

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	住民活動	中項目	同和対策の状況	小項目	貸付事業及び各種給付の状況
事業名	同和福祉援護資金貸付金			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	住民部会	分科会名	同和対策分科会	コード	
現 況				分 析	
鹿 野 町				問 題 点	
該当なし				1.同和福祉援護資金貸付事業(県の貸付金補助制度)は、平成13年度末で廃止された。	
				対 応 策	
				1. 同和福祉援護資金貸付事業の内、償還業務については新市に引継ぐ。	
根 拠 法 令 等				調 整 案	
				( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. ( ) の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。 ( ) 7. その他 貸付事業は平成13年度末で終了したが、償還業務については、現行のまま新市に引継ぐものとする。	

一部事務組合の総括表

協 定 項 目	一部事務組合等の取扱い
調 整 案	1. 山口県徳山地方養老介護施設組合は、新市で合併の日に当該組合に加入する。 2. 合併の日の前日をもって関係の一部事務組合から脱退し、新市において事務を行う。 3. 合併の日の前日をもって関係の一部事務組合から脱退し、合併の日に新市で旧市町の区域、又は新市の全区域を対象地区として、当該組合に加入する。 4. 合併の日の前日をもって一部事務組合から脱退する。
現 況 及 び 調 整 案	

\* 一部事務組合の設置状況

平成14年6月1日現在

組 合 の 名 称	設置年月日	共同処理する事務	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町	そ の 他 ( 構 成 市 町 村 )
-----------	-------	----------	-----	------	-----	-----	---------------------

\* 調整案1 山口県徳山地方養老介護施設組合は、新市で合併の日に当該組合に加入する。

山口県徳山地方養老介護施設組合	S26.11.16	老人福祉施設・介護施設の経営・管理	○	○		○	下松市
-----------------	-----------	-------------------	---	---	--	---	-----

\* 調整案2 合併の日の前日をもって関係の一部事務組合から脱退し、新市において事務を行う。

山口県東部地方税整理組合	S31.4.1	滞納税の徴収整理			○		大和町・田布施町外県内東部15町村
山口県市町村職員退職手当組合	S33.4.1	常勤職員の退職手当の支給		○	○	○	県内全町村・24団体
山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合	S43.4.1	非常勤職員の公務災害補償		○	○	○	県内全町村・27団体
山口県市町村消防団員補償等組合	S28.6.1	非常勤消防団員の損害補償		○	○	○	柳井市・美祢市・長門市・県内全町村・4団体

\* 調整案3 合併の日の前日をもって関係の一部事務組合から脱退し、合併の日に新市で旧市町の区域、又は新市の全区域を対象地区として、当該組合に加入する。

光地域広域水道企業団	S57.12.25	水道用水供給事業			○		光市・大和町・周東町・玖珂町
周南地区衛生施設組合	S45.1.12	ごみ処理・火葬場運営	○				下松市・光市・大和町
周陽環境整備組合	S48.10.29	ごみ処理			○		由宇町・周東町・玖珂町・和木町
玖西環境衛生組合	S39.9.24	し尿処理			○		周東町・玖珂町
周南地区食肉センター組合	S50.4.15	食肉センターの経営	○	○			下松市・光市
光地区消防組合	S47.7.15	消防事務			○		光市・大和町・田布施町
山口県市町村災害基金組合	S35.7.18	災害対策の積立金	○	○	○	○	県内全市町村

網掛けの組合は、新市の全区域を対象地区として当該組合に加入する。

\* 調整案4 合併の日の前日をもって一部事務組合から脱退する。

山口県自治会館管理組合	S52.4.1	山口県自治会館の管理			○	○	県内全町村
-------------	---------	------------	--	--	---	---	-------

## 協議会等の総括表

協定項目	一部事務組合等の取扱い
調整案	<p>1. 協議会については、合併の日の前日をもって関係の協議会から脱退し、合併の日に新市で当該協議会に加入する。 ただし、徳山市・下松市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会及び徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会については、合併の前日までに廃止するものとする。</p> <p>2. 機関の共同設置については、山口県市町村公平委員会は合併の日の前日をもって脱退するとともに、徳山市・鹿野町介護認定審査会は合併の日の前日をもって廃止し、それぞれ新市において事務を行う。</p> <p>3. 事務の委託については、4市4町住民票の写しの交付等の事務委託は合併の日の前日をもって廃止し、合併の日に新市で新たに委託する。火葬に関する事務委託は合併の日の前日をもって廃止する。上水道及び下水処理の事務委託は合併の日の前日をもって廃止し、新市において事務を行う。</p>

### 現 況

平成14年6月1日現在

**\* 協議会の設置状況**

協議会の名称	設置年月日	共同執行する事務等	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町	その他(構成市・町)
周南地区広域市町村圏振興整備協議会	S46.10.15	広域市町村圏計画の策定及び実施の連絡調整	○	○	○	○	下松市・光市・大和町・田布施町
周南都市水道水質検査センター協議会	H 6.10. 1	上水の水質検査	○	○			下松市・光市
徳山市・下松市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会	H11. 1.29	合併に関する協議	○	○	○	○	下松市
徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会	H14. 6.1	合併に関する協議	○	○	○	○	

**\* 機関の共同設置状況**

機関の名称	設置年月日	共同執行する事務等	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町	その他(構成市・町)
山口県市町村公平委員会	S42.8.1	公平委員会の事務		○	○	○	柳井市・美祢市・長門市・全町村及び34団体
徳山市・鹿野町介護認定審査会	H12.4.1	介護認定審査の事務	○			○	

**\* 事務の委託の状況**

事務の名称	設置年月日	共同執行する事務等	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町	その他(構成市・町)
4市4町住民票の写しの交付等の事務	H10.9.1	住民票の写しの交付等の事務	○	○	○	○	下松市・光市・大和町・田布施町
火葬に関する事務	H2.4.1	熊毛町の火葬に関する事務			○		周南地区衛生施設組合
上水道管理事務	S54.6.1	上水道管理事務	○	○			
下水処理事務	S60.10.1	下水処理事務	○	○			



## 財 団 等 の 総 括 表

協 定 項 目	一部事務組合等の取扱い
調 整 案	<p>1. 財団等については、当面、現行どおりとする。</p> <p>ただし、同様な事業を行う財団等は、新市の速やかな一体性の確立を図るため、統合整備に努めるものとする。</p>

### 現 況

**\* 財団等の設置状況**

平成14年6月1日現在

財 団 等 の 名 称	形 態	主 要 事 業 内 容
徳山市ふるさと振興財団	財団法人	ふるさとづくりに関する調査研究及び実践活動の支援
徳山市社会福祉事業団	社団法人	福祉施設等の管理運営
徳山市都市開発事業団	財団法人	道路・公園等の整備
徳山市野菜生産出荷安定基金協会	社団法人	野菜価格安定基金創生・管理、野菜価格補填金の交付等の事業
徳山市漁業振興基金協会	財団法人	漁業振興対策・漁業環境保全対策事業
新南陽市地区漁業振興基金	財団法人	漁業振興対策・漁業環境保全対策事業
徳山市体育協会	財団法人	スポーツの振興・育成、施設の管理運営
新南陽市体育協会	財団法人	スポーツの振興・育成、施設の管理運営
徳山市文化振興財団	財団法人	文化会館、市民会館、美術博物館等の管理運営
熊毛町勤労者福祉財団	財団法人	勤労者の研修、余暇・福祉増進事業
周南地域地場産業振興センター	財団法人	施設の設置及び管理運営、地場産業振興の調査・研究等
新南陽市医療公社	財団法人	新南陽市民病院の管理運営等

## 土 地 開 発 公 社 の 総 括 表

協 定 項 目	一部事務組合等の取扱い										
調 整 案	<p>1 . 2 市 2 町 の 土 地 開 発 公 社 の う ち 、 1 土 地 開 発 公 社 を 新 市 の 土 地 開 発 公 社 と し 、 他 の 3 土 地 開 発 公 社 は 、 合 併 の 日 の 前 日 ま で に 解 散 す る 。</p>										
現 況											
<p>* 土地開発公社の設置状況</p> <p style="text-align: right;">平成14年6月1日現在</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">徳山市土地開発公社</td> <td style="text-align: center;">公有地取得、土地造成、保有地処分・管理事業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新南陽市土地開発公社</td> <td style="text-align: center;">同 上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">熊毛町土地開発公社</td> <td style="text-align: center;">同 上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鹿野町土地開発公社</td> <td style="text-align: center;">同 上</td> </tr> </tbody> </table>		名 称	事業内容	徳山市土地開発公社	公有地取得、土地造成、保有地処分・管理事業	新南陽市土地開発公社	同 上	熊毛町土地開発公社	同 上	鹿野町土地開発公社	同 上
名 称	事業内容										
徳山市土地開発公社	公有地取得、土地造成、保有地処分・管理事業										
新南陽市土地開発公社	同 上										
熊毛町土地開発公社	同 上										
鹿野町土地開発公社	同 上										

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	公社等	中項目	土地開発公社の状況	小項目	組織機構
事業名				協議事項	一部事務組合等の取扱い
専門部会名	企画部会	分科会名	企画分科会	コード	

現況

1. 役員の状況

平成14年4月1日現在

	徳山市土地開発公社	新南陽市土地開発公社	熊毛町土地開発公社	鹿野町土地開発公社
理事長	助 役	助 役	助 役	助 役
副理事長	-	企画調整部長	都市整備課長	町議会議長
常任(務)理事	1名	1名	-	-
理事	企画部長	総務部長	総務課長	町長
	総務部長	市民経済部長	民間(現職:町教育委員)	議会副議長
	市民生活部長	健康福祉部長	民間(現職:JA周南)	議会常任委員会委員長
	経済部長	建設部長	農業委員会長	議会常任委員会委員長
	建設部長	農業委員会事務局長	議会議長	議会常任委員会委員長
	都市開発部長	民間(現職:市商工会議所次長)	議会議員	総務課長
			議会議員	経済課長
			施設課長	
理事・合計人数	8名	9名	9名	10名
監事	市監査委員	民間	町監査委員	町監査委員
	収入役	民間	民間(現職:山口銀行)	町監査委員(議会選出)
監事・合計人数	2名	2名	2名	2名

2. 職員の状況

事務局長	市派遣職員	常務理事が兼務	町職員兼務 (都市整備課長補佐)	町職員兼務 (総合調整課長)
兼務職員	工事担当 1名			出納長(収入役兼務)
			書記(職員兼務2名)	書記(職員兼務2名)
市派遣職員				
公社職員		2名		
公社嘱託職員	1名	2名		
職員合計人数	2名	4名		

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	公社等	中項目	土地開発公社の状況	小項目	経営状況等
事業名				協議事項	一部事務組合等の取扱い
専門部会名	企画部会	分科会名	企画分科会	コード	

現況

3. 貸借対照表

平成13年4月1日から平成14年3月31日 (単位:円)

区分	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町	
資産の部	(1)現金及び預金	196,652,709	118,864,510	13,097,745	63,062,778
	(2)未収金	0	0		
	(3)未収収益	36,113			
	(4)公有用地	48,494,076	1,516,607,660	224,704,839	4,436,570
	(5)完成土地		6,908,872	2,890,108	
	(6)未成土地	33,014,008	3,351,705,735		
	(7)前渡金				
	(8)仮払金				
	(9)代行用地				39,694,305
	(合計)	278,196,906	4,994,086,777	240,692,692	107,193,653
固定資産(合計)	95,422	19,258,411	16,950	917,930	
資産合計	278,292,328	5,013,345,188	240,709,642	108,111,583	

負債の部	(1)未払金	22,083,710	3,165,167		6,124,650
	(2)前受金		146,580,935		
	(3)未払費用	25,803			
	(4)短期預り金	109,691	232,000,000		
	(合計)	22,219,204	381,746,102	0	6,124,650
固定負債	(1)長期借入金	0	3,528,000,000	185,175,000	
	(2)普通引当金		96,453,336	0	
	(3)特定引当金				
	(合計)	0	3,624,453,336	185,175,000	0
負債合計	22,219,204	4,006,199,438	185,175,000	6,124,650	

資本の部	基本金	(1)基本財産	10,000,000	10,000,000	5,000,000	5,000,000
		(2)運用基金(財産)				5,000,000
	基本金(基本財産)		10,000,000	10,000,000	5,000,000	10,000,000
	準備金	(1)前年度繰越準備金	250,698,166	998,332,514	50,742,614	92,160,442
		(2)当年度純利益	4,625,042	1,186,764	207,972	173,509
		準備金	246,073,124	997,145,750	50,534,642	91,986,933
資本合計	256,073,124	1,007,145,750	55,534,642	101,986,933		

4. 損益計算書

平成13年4月1日から平成14年3月31日 (単位:円)

区分	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町
事業収益	9,722,673	90,200,842	20,000,000	0
(1)公有地取得事業収益	9,722,673	47,414,842	20,000,000	
(2)土地造成事業収益		42,786,000		
事業原価	9,611,287	77,939,698	20,000,000	0
(1)公有地取得事業原価	9,611,287	45,865,311	20,000,000	
(2)土地造成事業原価		32,074,387		
事業総利益	111,386	12,261,144	0	0
販売費及び一般管理費	4,849,698	38,618,634	223,800	221,650
事業利益	4,738,312	26,357,490	223,800	221,650
事業外収益	113,270	587,361	15,828	48,141
(1)受取利息	111,520	201,752	15,828	47,881
(2)受取配当金	1,750			
(3)雑収益		385,609		260
事業外費用	0	85,805	0	0
(1)支払利息		38,136		
(2)雑損失		47,669		
経常利益	4,625,042	25,855,934	207,972	173,509
特別利益	0	30,113,751	0	0
(1)前期損益修正益		30,113,751		
特別損失	0	5,444,581	0	0
(1)前期損益修正損		5,444,581		
当期純利益	4,625,042	1,186,764	207,972	173,509

事務一元化現況・分析調書(3)

大項目	公社等	中項目	土地開発公社の状況	小項目	現金預金保有額等
事業名				協議事項	一部事務組合等の取扱い
専門部会名	企画部会	分科会名	企画分科会	コード	

現況

分析  
問題点

5. 準備金・基本金・引当金の状況

(単位:千円)

区分	13年度末
徳山市	
準備金	246,073
引当金	
基本金	10,000
合計	256,073
新南陽市	
準備金	997,146
引当金	96,453
基本金	10,000
合計	1,103,599
熊毛町	
準備金	50,535
引当金	
基本金	5,000
合計	55,535
鹿野町	
準備金	91,987
引当金	
基本金	10,000
合計	101,987
合計	
準備金	1,385,741
引当金	96,453
基本金	35,000
合計	1,517,194

6. 現金預金保有額の状況

(単位:千円)

区分	13年度末
徳山市	
現金・預金	196,653
未収金	36
小計(A)	196,689
未払金	22,219
前受金	
小計(B)	22,219
差引(A-B)	174,470
新南陽市	
現金・預金	118,865
未収金	
小計(A)	118,865
未払金	3,165
短期借入金	232,000
前受金	146,581
小計(B)	381,746
差引(A-B)	262,881
熊毛町	
現金・預金	13,098
未収金	
小計(A)	13,098
未払金	
前受金	
小計(B)	
差引(A-B)	13,098
鹿野町	
現金・預金	63,063
未収金	
小計(A)	63,063
未払金	6,125
前受金	
小計(B)	6,125
差引(A-B)	56,938
合計	
現金・預金	391,679
未収金	36
小計(A)	391,715
未払金	31,509
短期借入金	232,000
前受金	146,581
小計(B)	410,090
差引(A-B)	18,375

7. 保有土地、借入金、支払利息、人件費の状況

区分	13年度末	
	面積(m <sup>2</sup> )	期末残高(千円)
徳山市		
公有用地	598	48,494
完成土地		
未成土地	314	33,014
保有土地合計	912	81,508
公的資金(無利子)		0
民間資金(長期)		0
借入金合計		0
支払利息		0
人件費		3,327
新南陽市		
公有用地	30,405	1,516,608
完成土地	230	6,909
未成土地	179,437	3,351,706
保有土地合計	210,072	4,875,223
公的資金(無利子)		0
民間資金(長期)		3,528,000
借入金合計		3,528,000
支払利息		39,897
人件費		32,282
熊毛町		
公有用地	9,464	224,705
完成土地	2,124	2,890
未成土地		
保有土地合計	11,588	227,595
公的資金(無利子)		0
民間資金(長期)		185,175
借入金合計		185,175
支払利息		4,657
人件費		0
鹿野町		
公有用地	31,356	4,437
完成土地		
代行用地	5,468	39,694
保有土地合計	36,824	44,131
公的資金(無利子)		
民間資金(長期)		
借入金合計		0
支払利息		0
人件費		122
合計		
公有用地	71,823	1,794,244
完成土地	2,354	9,799
未成土地	179,751	3,384,720
代行用地	5,468	39,694
保有土地合計	259,396	5,228,457
公的資金(無利子)		0
民間資金(長期)		3,713,175
借入金合計		3,713,175
支払利息		44,554
人件費		35,731

公共用地の先行取得業務等は、新市のまちづくりを行うためにも、必要であると考えられることから、2市2町ともに設立している土地開発公社を、1土地開発公社に統合する必要がある。

2市2町の土地開発公社は、各市町からの財政的な支援内容に差がある。

対応策

新市の土地開発公社を発足させる必要があるため、2市2町の土地開発公社のうち3土地開発公社は、合併の前日までに解散し、新市において、残る1土地開発公社を新市の土地開発公社とする。

新市における土地開発公社の経営安定を図るため、新市において財政的な支援を講じることが望ましい。

調整案

- ( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。
- ( ) 2. ( ) の例により調整する。
- ( ) 3. 新たに制度等を創設する。
- ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。
- ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- ( ) 6. 廃止の方向で検討する。
- ( ) 7. その他

2市2町の土地開発公社のうち、1土地開発公社を新市の土地開発公社とし、他の3土地開発公社は合併の前日までに解散する。